



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中国民事裁判における独立した請求権のない第三者の訴訟参加（2）：手続と実体の狭間でゆれる民事訴訟
Author(s)	武，鴻雁
Citation	北大法学論集，61(4)，432[41]-372[101]
Issue Date	2010-11-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/44549
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR61-4_007.pdf



中国民事裁判における独立した 請求権のない第三者の訴訟参加（2）

—— 手続と実体の狭間でゆれる民事訴訟 ——

武 鴻 雁

目 次

はじめに

- （一）問題の所在
- （二）課題
- （三）本稿の構成
- （四）本研究の意義

第一章 制度の概要

第一節 現行法の規定についての司法解釈

- 一．1992年司法解釈
- 二．1994年司法解釈

第二節 現行法の解釈をめぐる学説

- 一．独立した請求権のない第三者の訴訟参加要件
- 二．独立した請求権のない第三者の訴訟上の地位
- 三．独立した請求権のない第三者訴訟参加の方式
- 四．制度の趣旨
- 五．小括

第三節 制度の構造的特質

- 一．当事者の処分権に対する極度の制限
- 二．関連する複数の紛争の一回的处理

第二章 制度の形成史と母法

第一節 現行民事訴訟制度の原型

- 一．「馬錫五裁判方式」の特徴

- 二. 「馬錫五裁判方式」の裁判構造
- 三. 「関係者」および「関連する紛争の併合審理」
- 四. 小括

第二節 中華人民共和国における制度の推移

- 一. 60年代までの民事裁判の傾向
- 二. 50年代の最高人民法院の民事訴訟に関する規定
- 三. 文革後の民事訴訟手続
- 四. 民事訴訟法（試行）、民事訴訟法
- 五. 小括

第三節 民事裁判構造の変容

- 一. 従来の民事裁判構造の弊害
- 二. 民事裁判方式の改革
- 三. 証拠の当事者提出主義への変容
- 四. とどまる限定的処分権主義

第四節 ソビエト法における類似した制度

- 一. 1923年ロシア共和国民事訴訟法典
- 二. 1961年民事訴訟の基礎・1964年ロシア共和国民事訴訟法典
- 三. 中国とソビエト制度の比較（以上、61巻3号掲載）

第三章 制度の運用と機能

第一節 「被告型第三者」——求償型

- 一. 契約履行を求める訴訟
- 二. 契約履行に基づく損害賠償を求める訴訟
- 三. 契約解除時の補償金の支払いを求める訴訟
- 四. 不法行為による損害賠償を求める訴訟
- 五. 小括

第二節 「被告型第三者」——おせっかい型

- 一. 不法行為に基づく損害賠償を求める訴訟
- 二. 契約に基づく損害賠償を求める訴訟
- 三. 小括

第三節 「被告型第三者」——共同被告型

- 一. 共同不法行為の連帯賠償責任
- 二. 共有財産分割に関わる連帯責任
- 三. 原告・第三者が連帯責任を負うよう判決された事例
- 四. 小括

第四節 別訴で処理された事例

- 一. 損害賠償を求める訴訟
- 二. 契約の不履行に起因する違約金を求める訴訟

- 三. 小括 (以上、本号掲載)
- 第四章 制度の評価と改革案
 - 第一節 制度の評価をめぐる学説
 - 一. 積極的评价説
 - 二. 消極的评价説
 - 第二節 解釈論としての改革案
 - 一. 訴訟参加の要件をより明らかにすべきであると主張する学説
 - 二. 第三者に「参加異議」権を与えると主張する学説
 - 第三節 「民事訴訟法典学者改正建議稿」
 - 一. 条文
 - 二. 検討
- 第五章 日本法との比較
 - 第一節 日本における現行法下の多数当事者紛争処理手続
 - 一. 共同訴訟・同時審判の申出
 - 二. 補助参加・独立当事者参加
 - 三. 小括
 - 第二節 日本の民事訴訟法における補助参加
 - 一. 補助参加の要件
 - 二. 補助参加者の地位
 - 三. 判決の補助参加人に対する効力
 - 四. 補助参加の手続
 - 五. 小括
 - 第三節 被告による第三者の訴訟引き込みに関する学説
 - 一. 填補型（求償型）
 - 二. 権利指名型・転嫁型
 - 三. 小括
- むすび
 - (一) なぜこのような制度があるのか
 - (二) この制度を廃止すべきなのか

第三章 制度の運用と機能

本章では具体例を取り上げ、実務では独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度がどのような場面で使われ、いかなる機能を果たしているかを明らかにする。

前述のように独立した請求権のない第三者の訴訟参加は第三者の申請参加と法院の通知参加という二つの方式がある。申請参加の第三者を「補助型第三者」、法院通知参加の第三者を「被告型第三者」と呼ぶ学説がある¹。56条2項の規定の下で、「補助型第三者」の訴訟参加は理論的にありうるが、入手した裁判例に限っていうと、そのような例は見られない²。実際に、「補助型第三者」訴訟参加のケースがあるかどうかは不明である。少なくとも、56条2項における第三者が自ら申請して訴訟参加できるという規定は、実務であまり機能していないといえよう。

ゆえに、本章は法院通知参加、すなわち「被告型第三者」の訴訟参加の事例のみを検討の対象とする。確かに、実務では、法院通知により訴訟に参加する第三者が常に民事責任を負うよう判決される。しかし、法院通知参加の第三者がすべてのケースにおいて民事責任を負うよう判決されるわけではない。第四節ではそのようなケースをも検討する。

法院通知参加といっても、法院が自らの判断で第三者を訴訟に参加させるケースや、原告もしくは被告が人民法院に対して第三者を訴訟に参加させるよう申請し、法院がそれに基づいて、第三者を訴訟に参加させるケースがある。それは制度の運用と機能に直接にかかわることであるため、具体例を挙げるとき、第三者がどのような形で訴訟に参加したかを明記する。

以下ではすでに公表された判例集³、および「北大法意」というインターネット上のサイト⁴で入手した独立した請求権のない第三者訴訟参加の裁判例をいくつかの類型に分けて、それぞれを検討する。

¹ 張衛平『民事訴訟法教学案例』（法律出版社、2005年）61-67頁参照。

² 中国では、裁判例には一般的に法的拘束力はない。そして、すべての裁判例は公表されるわけではない。1991年から、裁判例の一部が判例集の形で公表されるようになったが、すべての裁判例を調べることはまだ不可能である。独立した請求権のない第三者を「補助型第三者」と「被告型第三者」に分けた学者の論文でも「補助型第三者」訴訟参加の例は挙げられていない。

³ 最高人民法院応用法学研究所編『人民法院案例選』（1991年創刊、年四回発行）などの判例集。

⁴ 中国北京大学が作ったウェブサイトである。サイトには、各級人民法院の判決書が数多く掲載されている。

裁判例は、基本的に独立した請求権のない第三者訴訟参加制度の運用と機能について検討し、法院の事実認定と実体法の適用の当否に触れないことにする。ただし、判決で適用された法律の条項を脚注で示す。

第一節 「被告型第三者」——求償型

ここで、被告が原告に敗訴して判決どおりの義務を履行すれば、それに基づいて第三者に求償・損害賠償その他一定の請求をなし得る場合、法院通知で第三者が訴訟に参加するケースを求償型とする。

一. 契約履行を求める訴訟

(一) 売買契約履行をめぐる紛争⁵

(河北省衡水地区中級人民法院1994年7月14日判決)

原告X 中化河北進出口会社

被告Y 河北省衡水地区化工出口会社

第三者Z 山東省淄川製薬会社 (法院がXの申請に基づいてZを訴訟に参加させた)

【事実の概要】1994年3月29日にYとZとは売買契約を結び、「ZがYに9トンのテラマイシンBP88を提供する。テラマイシンBP88は単価が7.3万元/トンであり、代金の合計は65.7万元である。4月にYがZにすべての代金を支払い、6月にZがYにテラマシンを引き渡す」と決めた。4月19日に、Yが契約の通りにZに代金の65.7万元を支払った。同年4月23日に、XとYとは売買契約を結び、「YがXに9トンのテラマイシンBP88を提供する。テラマイシンBP88は単価が7.7万元/トンであり、代金の合計は69.3万元である。6月30日前に、YがXにテラマシンを引き渡す。契約を結んだ直後にXがYに代金の69.3万元を支払う。Yは、契約の通りにテラマシンを引き渡さない場合に、賠償責任を負う」と決めた。その後、XはYに代金の69.3万元を支払った。同年5月30日に、ZはYにテラマイシンの単価を2万元値上げすると告知した。YはZに

⁵「中化河北進出口公司与河北省衡水地区化工出口公司」http://www.lawyee.net/Case/Case_Data.asp?RID=34151&KeyWord=

値上げしないように求めたが、両者は合意できず、ZはYが値上げに同意しないと契約を履行できないと明言した。そのため、YはXに、Zがテラマイシンの単価を2万元値上げしたことが原因で、Xとのテラマイシン売買契約を履行できなくなったことを告知した。

【訴訟】1994年6月21日に、XはYを被告として河北省衡水地区中級人民法院へ訴訟を提起した。

〈原告の請求〉7月31日までに、Yは契約を履行し、テラマイシンを引渡せ。Yが期限内に契約を履行しない場合は、損失を賠償せよ。

〈被告の抗弁〉Xとの契約を履行できない原因はZによる代金値上げである。Zから契約通りにテラマイシンを提供されないかぎり、Xとの契約を履行することはできない。

〈Zの抗弁〉Xとの間に契約関係がないため、第三者として訴訟に参加させるべきではない。YがXとの契約を履行できないことについてZは責任を負うべきではない。また、Yとの契約を結んだ後、国家が農産品の価格を値上げして、テラマイシンの原料の値段は契約前より大幅に上昇した。テラマイシンを値上げしないと、大幅な欠損を出す。

【判旨】民事訴訟法56条2項、経済契約法17条3項⁶、32条⁷に従い、次

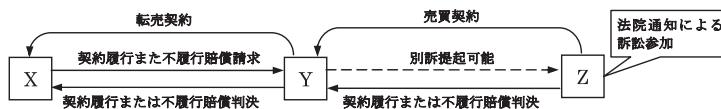
⁶ 経済契約法17条3項「生産物の価格は、各級の物価主管部門の規定する価格（国家の公定価格・変動価格を含む）に照らして決定する。政策上協議価格が許可されるものは、価格は当事者が協議し決める。国家の公定価格で実施する場合、契約に規定する納入期限内において国家が価格調整をしたときは、納入時の価格に基づきそれを建値とする。期限を過ぎて納入し、価格が上がっているときは、もとの価格に基づき実施する。価格が下がったときは、新しい価格に基づき実施する。期限を過ぎて貨物を出荷あるいは期限を過ぎて支払い、価格が上がっているときは、新しい価格に基づき実施する。価格が下がったときは、元の価格で実施する。変動価格・協議価格で実施するときは、契約に規定する価格に基づき実施する。」

⁷ 経済契約法32条「当事者の一方の故意あるいは過失により、経済契約の履行不能あるいは完全な履行不能をもたらしたときは、故意あるいは過失のある一方が違約責任を引き受ける。双方の故意あるいは過失に属するときは、実際の状況に基づき、双方がそれぞれ各自がおうべき違約責任を引き受ける」。ちなみに、経済契約法は1981年に制定され、1982年に施行されたものであり、社会主義型契約法である。経済契約とは旧ソ連から継受された概念で、主に社会主義公有

の判決を下す。1994年7月31日までに、ZはYとの契約の通りにテラマシンをYに引渡し、YはそれをXに引渡せ。期限内に、Z、Yが契約を履行しなかった場合、YがXに代金69.3万円を返還することに加えて、違約金34,650円を支払い、さらに65,350円を賠償し、ZがYに代金65.7万円を返還することに加えて、違約金34,650円を支払い、さらに101,350円を賠償せよ⁸。

【判決理由】 本件は転売契約をめぐる紛争である。X・Y間とY・Z間の契約は有効である。Zは直接Xと契約を結んでいないが、Yとの契約を履行するかどうかはX・Y間の契約の履行に関わりがある。よって、Zは事件の処理結果と利害関係を有するため、第三者として訴訟に参加しなければならない。ZがYとの契約を履行し、YがXとの契約を履行すべきである。経済契約法35条⁹の規定に従い、契約不履行の場合には、契約の相手方に違約金を支払い、さらに賠償しなければならない¹⁰。

図2



制組織間で国家計画の実現を目的として締結される契約を指し、国家の経済計画と直接関連しない通常の民事契約とは原理的に区別される。1999年契約法が採択され、経済契約から民事契約への転換が実現された。これで中国の契約法は完全に私法になった。木間正道・鈴木賢・高見澤磨・宇田川幸則『現代中国法入門（第四版）』（有斐閣、2006年）149-151頁参照。

⁸ 判決書には違約金と賠償額を何に基づいて決めたかが書かれていない。

⁹ 経済契約法35条「当事者の一方が経済契約に違反したときは、相手方に違約金を支払うべきである。違約により相手方にもたらした損失がすでに違約金を超過しているとき、さらに賠償を行い、違約金で不足する部分を賠償すべきである。相手方が契約の履行の継続を要求するときは、履行を継続するべきである。」

¹⁰ 判決における違約金と賠償額は何に基づいて決められたのかについて、判決書には書いてない。

【分析】図2で示したように、本件では、XはYに対して売買契約の履行、また不履行の際の損害賠償を求めて訴訟を提起した。法院はX・Y間とY・Z間の二つの契約が転売契約であり、ZがYとの契約を履行するかどうかはYがXとの契約を履行できるかどうかに関わりがあると判断した上で、Xの請求に基づいて、Zを訴訟に参加させた。そして、Y、Zに対してそれぞれ契約履行、または不履行の際の代金返還、賠償について判決を下し、X・Y間の訴訟とY・Z間に起こりうる紛争を一回で処理した。

（二）社債の引き受け代金の支払いをめぐる紛争¹¹

I 一審（成都市中級人民法院1998年10月20日判決）

原告X 成都市信託投資株式会社

被告Y 四川省証券株式会社

第三者Z 四川省新潮コンピューター企業集団（法院が自らの判断でZを訴訟に参加させた）

【事実の概要】1994年11月25日に、ZはYと契約を締結し、「YがZの社債500万元を一手に販売する。年利は12.5%とする。1995年11月27日に、Zが社債の引き受け代金（元本・利息）562.5万元をYに支払う」と決めた。そして、1994年11月29日に、YはXと契約を締結し、「XがZの社債200万元を販売し、年利を12.5%とする。1994年11月30日にXが社債の代金をYに渡し、YがXに手数料2.6万元を支払う。1995年11月30日にYが社債の引き受け代金（原本・利息）225万元をXに支払う」と決めた。1995年11月29日になって、Zが満期になった社債の引き受け代金を支払えなかったため、Yは「95年12月12日前にそれをYに支払い、月利を1.5%とする」という承諾書をXに交付した。Zも同じような承諾書をYに交付した。1995年12月30日から1996年2月までの間に、Yは150万元をXに支払ったが、残りの75万元と利息は支払わなかった。

【訴訟】1997年11月24日に、XはYを被告として成都市中級人民法院へ訴訟を提起した。

〈Xの請求〉YはXに対して75万元と利息を支払え。

¹¹ 最高人民法院应用法学研究所編『人民法院案例選 1999年第4集』（時事出版社、2000年）245-249頁参照。

〈Yの抗弁〉Zは企業社債の発行者であるため、ZはXに対して社債の引き受け代金を支払うべきである。

〈Zの抗弁〉Yとの契約に基づき、Yに社債の引き受け代金を支払うべきであるが、現在破産手続を行っており、Yに引き受け代金を支払う能力を持たない。

【判旨】最高人民法院「法経103号返答」¹²に従い、ZはXに75万元と利息を支払え。XのYに対する請求棄却。

【判決理由】Zが社債の発行者としてXに引き受け代金を支払う義務を有する。

II 二審（四川省高级人民法院、1999年5月31日判決）

Xは「Yとの間にZの社債の売買契約を結んだため、債権債務関係を有する。Yは契約の通り、Xに社債の引き受け代金を支払うべきである。社債は直接にZから購入した物ではないため、最高人民法院「法経103号返答」を適用すべきではない」という理由で四川省高级人民法院へ上訴し、一審判決を破棄し、改めて判決すべきだと請求した。

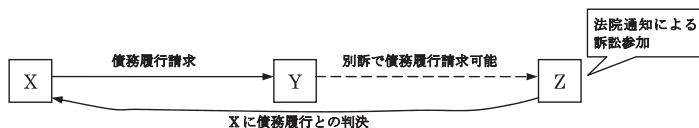
【判旨】民事訴訟法153条1項1号¹³に従い、上訴棄却、原判決維持。

【判決理由】XはZの社債の持ち主である。XはYに対して、Zの社債の引き受け代金の支払いを請求できない。

¹² 最高人民法院「法経103号返答」とは1994年4月に最高人民法院経済庭が企業社債を販売する金融機関には企業社債発行者としての債務履行の義務があるかどうかについて中国人民銀行の問い合わせに対する返答である。「法経103号返答」には「企業の社債とは企業が法的手続に従い、約定の期限までに元本と利息を償還する有価証券である。企業社債の発行者は社債の持ち主に約定の期限までに社債の受取代金を支払う義務を負う。金融機関は企業社債の発行者と契約して、企業社債を一手に販売する場合に、企業社債の発行者は金融機関の民事法律行為について民事責任を負うべきである。そのため、企業社債の発行者は社債の持ち主に約定の期限までに社債の受け取り代金を支払わなかった場合に、社債の持ち主は企業社債の発行者に民事権利を主張すべきである」と書いてある。

¹³ 民事訴訟法153条1項1号「第二審人民法院は上訴事件に対して、審理を経過し、以下に列記する状況に照らして、それぞれ処理する。（1）原判決が認定した事実が明白であり、法律の適用が正確なときは、上訴棄却の判決を下し、原判決を維持する。」

図3



【分析】判例集の編集者はこの裁判例について次のようにコメントした。「本件では、一審、二審法院は、最高人民法院『法経103号返答』に従い、XはYに対して社債の引き受け代金を請求できず、社債の発行者としてのZに対して請求すべきであると判決した」。「実際は、XはYとの間に社債の売買契約関係があり、Yに対して社債の引き受け代金の支払いを求めることができる。また、『法経103号返答』に従い、Xは直接Zに対して社債の引き受け代金の支払いを求めることもできる。つまり、XはY、Z双方に対して訴えを提起することができる。XはZに支払い能力がないと考え、Yを被告として訴えを提起した。法院はXの選択を支持しなければならない」¹⁴。

一審でも、二審でも、XはYに対して社債の引受け代金の支払いを求めたが、法院は断固としてそれを認めず、ZがXに引受け代金を支払えと判決した。XはYと契約を結んだ以上、Yに対して契約履行を請求できると考えられる。そして、YがXの請求に応じてから、Zに対して契約履行を求める訴えを提起することが可能である。本来なら、仮に法院が最高人民法院「法経103号返答」に従い、XがYに対して社債の引受け代金の支払いを請求することができないと判断した場合、Xの請求を棄却することになるだろう。その後、Xは改めてZに対して訴えを提起することが可能である。独立した請求権のない第三者訴訟参加制度の下で、法院はXの請求に拘束されず、Zを訴訟に参加させ、Zが民事責任を負うよう判決した。訴訟手続を簡素化し、紛争を抜本的に処理することが制度の立法趣旨であるが、本件の場合は、Zに履行能力がないため、この判決はXの救済を実現しにくいのである。

二. 契約履行に基づく損害賠償を求める訴訟

¹⁴ 最高人民法院応用法学研究所編・前掲注11、253、255頁。

(一) 貨物運送契約・不当利得をめぐる紛争

事例 1¹⁵

(天津市紅橋区人民法院1999年8月10日判決)

原告 X 天津市錦湖有限公司

被告 Y 天津市汽車運輸六場

第三者 Z 黒竜江省齊齊哈爾市樺齊輪胎經銷公司（法院がXの請求に基づいてZを訴訟に参加させた）

【事実の概要】Xは以前から何度もタイヤの運送をYに委託していた。1998年10月31日に、Xは、またYに920本のタイヤを黒竜江省齊齊哈爾市へ運送することを委託した。XからYに交付された運送状には荷受人が「齊齊津達」と書いてあり、荷受人の住所が書いてなかった。YもXに荷受人の住所を確かめずにXから提供された取引先一覧表によってタイヤをZに引き渡した。その後、XはYがタイヤを荷受人ではないZに引き渡してしまったことを知り、Zに対して、タイヤの返還を求めた。ZはXに278本のタイヤと1万円を返還し、残りの104,787元分のタイヤを返還しなかった。

【訴訟】1999年3月11日に、XはYを被告として天津市紅橋区人民法院へ訴訟を提起した。

〈Xの請求〉Yが誤ってタイヤをZに引き渡したため、Xに損害が発生したので、賠償責任を負うべきである。Yは、104,787元に相当するタイヤもしくは代金を賠償せよ。

〈Yの抗弁〉Xから提供された取引先一覧表によってタイヤをZに引き渡した。ZがXにタイヤを返還すべきである。

【判旨】民法通則92条¹⁶、106条¹⁷、民事訴訟法130¹⁸の規定に従い、本判

¹⁵ 「錦湖輪胎公司訴天津市汽運六場誤送輪胎給第三人致其不能收回貨款賠償損失案」最高人民法院応用法学研究所編『人民法院案例選 2001年第4輯』（人民法院出版社、2001年）149-154頁参照。

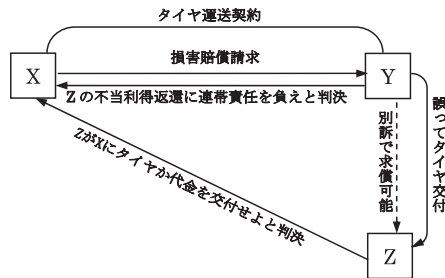
¹⁶ 民法通則92条「合法的な根拠なく、不当な利益を取得し、他人に損失をもたらしたとき、取得した不当な利益を、損失を受けた者に返還するべきである。」

¹⁷ 民法通則106条「公民・法人が契約を違反し、あるいはそのほかの義務を履行しないときは、民事責任を引き受ける。公民・法人が故意あるいは過失によって国家・集団の財産を侵害したとき、他人の財産・人身を侵害したときは、民

決が法的効力を生じてから30日以内にZはXに104,787元に相当するタイヤもしくは代金を返還せよ。Zが期限内に返還しなかった場合、YはXに対し104,787元を賠償せよ。YはXに賠償した後、Zに対して求償する権利を有する。

【判決理由】 Zはタイヤを受け取った後、自分は荷受人ではないことを承知した上、Xにタイヤを返還しなかった。よって、タイヤもしくはタイヤの代金を返還しなければならない。Yは荷受人の住所を確かめなかったために、誤ってタイヤをZに引き渡した。よって、Xに対して賠償の責任を負うべきである。

図 4



【分析】判例集の編集者は本件について次のようにコメントした。「X・Y間の運送契約とZの不当利得とは、別々の法律関係である。しかし、Zがタイヤもしくはタイヤの代金をXに返還するかどうかは、X・Y間の紛争の処理に関連している。二つの法律関係を別々に審理し、YがXに損失を賠償すると判決したら、その後、YがZに対し求償することはなかなか難しくなる。そのため、ZはX・Y間の訴訟結果と利害関係を

事責任を引き受けるべきである。故意あるいは過失はないが法律に民事責任を引き受けるべきであると規定しているときは、民事責任を引き受けるべきである。」

¹⁸ 民事訴訟法131条「被告が召喚状により召喚されて、正当な理由がなく出廷を拒み出廷しないときは、あるいは法定の許可を経ずに途中で退出したときは、欠席のまま判決することができる。」

有する第三者として訴訟に参加しなければならない。Zの訴訟参加によって、是非をはっきりと見分け、民事責任を負うべき者に民事責任を負わせ、紛争を抜本的に処理し、当事者の権利・利益を保護することができる¹⁹。つまり、X・Y間の紛争を処理する人民法院はY・Zの間に起こりうる求償訴訟に予め配慮しなければならないとされている。

事例2²⁰

原告X 湖南省衡南県糧油貿易運輸会社貿易子会社

被告Y 長沙鐵路会社衡陽駅

第三者Z 湖南省衡陽県糧油貿易運輸会社（法院が自らの判断でZを訴訟に参加させた）

訴外A 天津市漢沽区晶宝農貿会社

訴外B 齊齊哈爾駅議価糧油商店

I 一審（長沙鐵路衡陽運輸法院、1996年7月15日判決）

【事実の概要】1996年2月14日に、XとAとは豆粕売買契約を結び、XがAから豆粕172トンを購入し、Aに代金463,846元を支払うとした。同年2月15日、2月16日、3月1日に、BはAの代わりに三回に分けて172トンの豆粕をY駅へ託送し、貨物運送の保証金額を33万元とした。Bは託送手続を行っていたとき、荷受人を誤ってXではなくZと書いた。同年2月27日、3月1日、3月11日に、豆粕はY駅に到着した。Y駅は運送状に書いてある荷受人Zに貨物受取催促状を送った。Zの職員はY駅に行き、この豆粕についての受取書がまだ郵送されていないことを理由として、「齊齊哈爾から託送された本社の豆粕がすでに到着した」と書いてあり、Zの公印が押されてある手紙を提示した（普通は荷送人が受取書を荷受人に郵送し、運送機関は受取書と引き換えに貨物を荷受人に引き渡す）。Zの公印の社名は運送状に記されてある社名と一致していなかった。そして、Zの職員は受取手続に際し、荷受人の社名を含む

¹⁹ 「錦湖輪胎公司訴天津市汽運六場誤送輪胎給第三人致其不能收回貨款賠償損失案」・前掲注15、152頁。

²⁰ 「湖南省衡陽県糧油貿易運輸公司与湖南省衡南県糧油貿易運輸総公司、長沙鐵路総公司」http://www.lawyee.net/Case/Case_Display.asp?RID=17572&KeyWord

すべての記入事項につき、運送状と異なる記入をした。Y駅はそれを承知した上で、豆粕をZの職員に引き渡し、Zからサービス、貨物の積卸などの費用10,457元を受け取った。XはY駅に対して、豆粕が到着したかどうかについて何度も問い合わせた。その後、Y駅は豆粕を誤ってZに交付したことに気づいた。そのとき、Zはすでに豆粕を売却していた。

【訴訟】Xは長沙鐵路衡陽運輸法院へ訴えを提起し、Yに対して豆粕の代金463,846元と、利息を賠償せよと請求した。

【判旨】民法通則92条²¹、鐵路法17条1項2号²²に従い、①ZはXに豆粕の代金463,846元および利息14,446元を返還せよ。②YはZのXへの豆粕代金の返還について連帯責任を負い、Xに豆粕代金の利息21,674元を支払え。③訴訟費用の13,710元については、Yが8,226元、Zが5,617元を負担せよ。

【判決理由】Xは貨物の受取書を持っており、合法的な受取人である。Zの職員がY駅で受取手続を行ったとき、受取書を提示せず、代わりに提示した手紙の公印も運送状に記された受取人の社名と一致していなかった。しかも、荷受人の社名を含むすべての記入事項が運送状と異なっていた。Yはそれを承知した上で、貨物をZに交付した。よって、YはXに対して賠償責任を負うべきである。Zは貨物が自分の物ではないことを知っていながら、不正手段で貨物を受取り、売却した。Zの行為は不当利得であり、Xに貨物を返還し、Xの損失を賠償しなければならない。

Ⅱ 二審（広州鐵路運輸中級人民法院、1996年9月16日判決）

Zは一審法院の判決を不服とし、上訴した。上訴理由は次の通りである。①Xの貨物を管理・売却した行為は不当利得ではなく、事務管理²³

²¹ 民法通則92条・前掲注16。

²² 鐵路法17条1項2号「鐵路運輸企業は貨物、小包、荷物の運送を引き受けてから引き渡しまでの間に、紛失、部分的紛失、変質、汚染あるいは損傷が発生した場合、賠償責任を負う。運送保証がついていない場合、実際の損失を賠償する。ただし、國務院主管部門によって規定された賠償額の上限におさえる。損失が鐵路運輸企業の故意、あるいは重大の過失により生じた場合、賠償額の上限の規定は適用せず、実際の損失を賠償する。

²³ 民法通則93条「法定あるいは約定の義務がなく、他人の利益が損失を受け

である。一審法院の不当利得の認定は不当である。Xは事務管理の受益者として、事務管理から生じた運輸、保管、積みおろしなどの費用を支払うべきである。Bが荷受人を誤記したことが、貨物が誤って引き渡された原因であるため、Xに対する賠償責任はBが負わなければならない。②Zを独立した請求権のない第三者として訴訟に参加させるべきではない。本件係争の172トンの貨物は、Zが保管した174トンの貨物とは違うものである。そのため、ZはX・Y間の訴訟結果と利害関係を有しない。一審法院がZを独立した請求権のない第三者として訴訟に参加させた行為は、民事訴訟法56条2項に違反する。

【判旨】民法通則92条²⁴、鉄路法17条1項2号²⁵、民事訴訟法153条1項2号²⁶の規定に従い、①原審判決①を取り消す。ZはXに豆粕の代金453,389元を返還せよ（これは豆粕の代金463,846元からZが貨物を受け取ったときYに支払った費用10,457を差し引いた差額である）。また、ZはXに豆粕代金の利息26,407元を支払え。②原審判決②を変更する。YはZの代金返還および利息の支払いに連帯責任を負え。

【判決理由】Xは豆粕の荷受人である。Zが貨物を受取り、売却した行為は事務管理ではなく、不当利得である。ZはXに貨物を返還し、Xの損失を賠償しなければならない。Zの「本件の係争物と保管した貨物とは違うものである」という上訴理由は成立しない。また、Bが荷受人を誤記したことは本件の紛争と直接利害関係がないため、Bは賠償責任を負うべきではない。ただし、Zが貨物の受取に支払った費用はXが負担すべきである。

【分析】事例1と同様、Xは貨物運送契約に基づき、Yに対して損害賠償を求める訴えを提起した（事例1と異なり、訴訟を提起したのは荷送人ではなく、荷受人でる）。本来ならば、法院がXの請求に基づき、

るのを避けるために管理あるい奉仕を行ったときは、受益者に対し、それに支出した必要な費用の支払いを要求する権利を有する。」

²⁴ 民法通則92条・前掲注16。

²⁵ 鉄路法17条1項2号・前掲注22。

²⁶ 民事訴訟法152条1項2号「第二審人民法院は上訴事件に対して、審理を経過し、以下に列記する状況に照らして、それぞれ処理する。（2）原判決の法律の適用に誤りのあるときは、法により判決を改める。」

Yに対してXの損失を賠償せよ、と判決したあと、YはZに対して求償訴訟を提起することが可能である。しかし、法院はX・Y間の訴訟と関連するZを悪者として見逃すようなことをしてはいけないと考え、結局ZがXに不当利得分を返還し、Yがその返還について連帯責任を負うよう判決した。一審、二審法院の判断は基本的に同じである。

（二）種の瑕疵に起因する損害賠償請求

事例1²⁷

（石首市人民法院、1998年7月28日決定）

原告X：湖北省石首市滑家当鎮505世帯の村民

被告Y：湖北省石首市滑家当鎮の種供給所

第三者Z：湖南省水稻研究所（法院が自らの判断でZを訴訟に参加させた）

【事件の概要】1998年2月にYはZから購入した「湘花一号」という早稲の種10,080キロをXの505世帯に別々に販売した。農民たちはZから提供された栽培技術に関する資料の通りに、1,344アール請負責任の水田で早稲を栽培していた。だが、穂が出そろわない問題、および早熟の問題が起こった。これについて、ある市農業局の高級農芸師は次のような事実を確かめた。農民たちが栽培していた早稲の1アール当たりの生産高は240.7キロしかない。それは資料で提供された1アール当たりの最低生産高のデータより209.3キロ少ない。減産損失は18万円に達する。また、調査によって、ZがYに販売した10,080キロの「湘花一号」という早稲の種はごく狭い範囲に限られて栽培されているテスト中の種類であり、省の農作物品種査定委員会の査定手続をまだ経ていなかった。

【訴訟】XはYを被告として市人民法院へ訴訟を提起した。

〈Xの請求〉1998年2月に、Yから「湘花一号」という種を購入し、提供された資料に照らして「湘花一号」を栽培していた。だが、「湘花一号」は資料で紹介されたデータ、特徴と違い、穂が出そろわない、また早熟である、という問題が起こり、減産損失は18万円に達した。Yは

²⁷ 「第三人和代表人訴訟」劉晴・路沢君編『民事訴訟法実務与判例評析（下）』（中国工商出版社、2002年）838-845頁、「席春林等村民訴滑家当鎮供種站購銷種子損害賠償糾紛案」湯維建編『民事訴訟法案例分析』126-128頁参照。

損失を賠償せよ。

〈Yの抗弁〉Xに販売した種はZから購入したものである。Xの損失はZが賠償すべきである。

〈Zの抗弁〉Xが使った「湘花一号」種は新しい技術で育成した新しい品種である。今年の気候は不順であったが、Xは気候不順の状況に対応する措置をとらなかったため、減産の結果をもたらした。減産損失はX自身が責任をとるべきである。

【法院の判断】

農作物の種の生産と経営活動は『種管理条例』および農業部が發布した『種管理条例農作物種の実施細則』の規定に従って、行わなければならない。『実施細則』33条は「合格審査の手続を経ていない、或いは審査にパスしなかった品種の経営・生産普及・奨励の申し込み・広告をしてはならない」と規定している。また、40条1項は「商品としての種の生産に対して、『種生産許可制度』を実施する」と規定している。Zは合格審査手続を経ていない栽培テスト中の種を商品として生産し、しかも二つの省に跨ってYに販売した。これは、上述の規定に違反する行為であり、水稻減産の主な原因である。Zは主要な賠償責任を負うべきである。YはZから種を購入するとき、査定および『種生産許可』の確認を怠った。そのため、YはXの減産損失について過失があり、副次的責任を負うべきである。

【訴訟の取下げ】法院が事実を認定した後、X、Y、Zは「YはXに4万元を賠償し、ZはXに6万元を賠償し、Xは訴えを取り下げる」と和解した。XはY、Zから賠償を受けた後、人民法院に対して、訴訟の取下げを申請した。

【法院の決定】法院はXの申請を審査した上で、民事訴訟法の131条1項²⁸の規定に従い、1998年7月28日にXによる訴訟の取下げを許諾し、受理费2,550元をXに負担させるとした。また、Y、Zが『種管理条例

²⁸ 民事訴訟法131条1項「判決前に、原告が訴訟の取下げを申請したときは、許諾をするか否かを、人民法院が決定する。人民法院が訴訟の取下げを許諾しない決定したときは、原告は召喚状により召喚されて、正当な理由なしに出廷を拒み出廷しないときは、欠席のまま判決できる。」

農作物種の実施細則』73条、75条の規定に違反し、合格審査手続を経ない種を経営して、Xに重大な経済的損失をもたらしたことにつき、民法通則の134条に従い、Y、Zの違法行為に対して民事的制裁²⁹を加える。Zの種の販売で得た不法的収入の1万元を没収し、Zに対して5,000元の罰金を課し、Yに対して3,000元の罰金を課する。

【分析】本件では、YはZから種を購入し、そしてその種をXに転売した。Xは種に瑕疵があるという理由でYに対して損害賠償を求める訴訟を提起したところ、法院はZを訴訟に参加させ、ZがXの損失に対して主な責任を負うべきであると判断した。訴訟はX、Y、Zの和解で終了したが、やはり、XがZに訴訟を提起していないにもかかわらず、法院はZに対して判決しようとしていた。

事例2³⁰

I一審（甘肅省玉門市酒泉地区中級人民法院、1995年7月17日判決）

原告X 玉門市花海郷金湾村

被告Y 甘肅省酒泉市蔬菜種子会社

第三者Z 河南省鹿邑県中原農作物開発会社（法院がYの申請に基づいてZを訴訟に参加させた）

【事実の概要】1994年3月に、XとYとはトウモロコシ種の売買契約を結び、「XがYからトウモロコシの種を購入し、800アールでトウモロコシを栽培する。YはXに栽培技術を提供し、1アール当たりの生産高

²⁹ 民法通則134条3項は「人民法院は民事事件を審理し、上述の規定の適用を除く外に、さらに訓戒を与え・悔悟誓約書を書くことを命じ・不法活動に用いた財産と不法所得の没収をすることができ、あわせて法律の規定に従い罰金・拘留に処することができる」と規定している。中国では、紛争実態と紛争に対する認識とは、民事的紛争から人死にところまで発展するものであるため、それに対応する処理も、一本のさしものの上に、ここまでは民事的で、ここまでは行政的で、ここから上は刑事的に大目盛りをふることができるといわれている。高見澤磨「罪観念と制裁 中国におけるもめごとと裁きとから」柴田三千雄ほか『シリーズ世界史への問い』第5巻（岩波書店、1990年）301頁以下参照。

³⁰ 「玉門市花海郷金湾村与甘肅省酒泉市蔬菜種子公司」http://www.lawyee.net/Case/Case_Display.asp?RID=23534&KeyWord

が350キロであることを保証する。Xがトウモロコシを収穫してから、Yは2元/1キロですべてのトウモロコシを買い付ける。種の瑕疵、栽培技術によりXに損失をもたらした場合、Yはすべての賠償責任を負う」とした。YがXに提供した種はZから購入したものである。YがXに提供した種はXの所在区域の気候に合わなかったため、トウモロコシは減産し、Xに大きな損失をもたらした。

【訴訟】1995年2月、XはYを被告として、甘肅省玉門市酒泉地区中级人民法院へ訴訟を提起した。

〈Xの請求〉Yはトウモロコシ減産損失577,850元を賠償せよ。

〈Yの抗弁〉Xに提供したトウモロコシの種はZから購入したものであるから、ZがXに対して、ある程度の賠償責任をも負うべきである。

〈Zの抗弁〉YがXとの契約の通りにXの損失を賠償すべきである。

【判旨】Xの実際の損失は338,325元である。そのうち、YがXに189,162を賠償し、ZがXに135,330元を賠償せよ。X自身が33,832元を負担せよ。

【判決理由】ZはX、Yの所在地域の気候を調査せずに、合格審査手続を行っていない種を、二つの省に跨ってYに販売した。Xの損失について、Zはある程度の責任を負うべきである。Yは種をXに提供したため、賠償責任を負うべきである。Xは新品種のトウモロコシの栽培について経験がない状況で、Yから種を購入し栽培した。X自身も減産損失について責任を負うべきである。

Ⅱ 二審（甘肅省高級人民法院、1996年3月15日判決）

Zは判決を不服とし、甘肅省高級人民法院へ上訴した。Zの上訴理由は次の通りである。「原審は法定の手続に違反する。ZはXと契約関係がないため、X・Y間の訴訟結果と直接利害関係がない。よって、Zを第三者として訴訟に参加させ、責任を負うよう判決するべきではない」。

【判旨】上訴棄却、原審判決維持。

【判決理由】民事訴訟法56条2項の規定に従い、ZはX・Y間の訴訟と利害関係を有する。原審法院がZを訴訟に参加させ、Zが民事責任を負うと判決したことは民事訴訟法56条2項に適合し、不当ではない。

【分析】本件は一審法院の56条2項違反という理由で上訴されたケースである。一審では、XはYとの契約に基づき、Yに対する損害賠償を

求める訴訟を提起した。しかし、法院はYがXに提供した種はZから購入したものであると判断した上で、Zを訴訟に参加させ、ZもXにある程度の損失を賠償せよと判決した。Zは、X・Yの訴訟結果と利害関係がないという理由で、Zを独立した請求権ない第三者として訴訟に参加させてはならないと上訴したが、二審法院は56条2項における「利害関係」について解釈しないまま、一審判決維持の判決を下した。

実務では、法院は、職権で第三者を訴訟に参加させる理由について、常に、第三者が原告・被告間の訴訟結果と利害関係を有するという一言のみを述べる。「利害関係」を有するとは具体的にどういうことなのか、どう解釈すればよいのかについては、ほとんど議論されていないのである。

本稿の一章で検討した「利害関係」についての学説の解釈を見ると、多数説でも、少数説でも、本件のZは独立した請求権のない第三者として認められるであろう。

（三）保管契約に基づく損害賠償請求³¹

I 一審（石河子市人民法院、1998年？月？日判決³²）

原告X 肖貴存

被告Y 石河子市工商行政管理局

第三者Z 石河子市警備サービス会社（法院が自らの判断でZを訴訟に参加させた）

【事実の概要】1998年1月に、XはYが設置した農産物貿易市場の出店場所を賃借りし、タバコと酒の小売りの経営を行うようになった。Yに所属する農産物貿易市場は「市場の営業者は警備費用を納付する。農産物貿易市場管理部門は警備員を当番に当たるよう手配して、閉店後の時間帯に市場内の品物を保管することに責任を負う。同時時間帯に市場内の品物が盗まれた場合、状況を判断した上で賠償する」と規定しており、Xは以上の規定に従い、Yに98年度の警備費用84元を支払った。Yは市場の営業者たちから警備費を集め、Zと警備委託契約を結んだ。契約の

³¹ 「新疆石河子市保安服務公司与肖貴存、石河子市工商行政管理局」http://www.lawyee.net/Case/Case_Display.asp?RID=17268&KeyWord=

³² 判決書には日付が書かれていない。

11条で「農産物貿易市場内の商品が盗まれた場合、Yは直ちに警察に報告しなければならない。三ヶ月以内に警察が事件を解決できない場合に、Zは責任の程度に合わせて弁償する」と決めた。1998年3月1日の夜、Xの商品8,420元相当が盗まれた。その後、警察は犯人を逮捕し、犯人から2,400元を取り戻し、Xに返還した。残りの6,000元はすでに犯人に使われていた。

【訴訟】XはYを被告として、石河子市人民法院へ訴訟を提起し、Yとの間の保管契約に基づき、Yが6,000元の損失を賠償せよと請求した。

【判旨】民法通則106条³³、112条³⁴、民事訴訟法56条2項に従い、ZはXに6,000元を賠償せよ。YはZの賠償について連帯責任を負え。Zに賠償能力がない場合、YはまずXに賠償し、その後、Zに対して求償することができる。Zが賠償できる場合、Yは賠償責任を負わない。

Ⅱ 二审(新疆生産建設兵団農八師中級人民法院、1998年12月15日判決)
Zは一審判決を不服とし、上訴した。

〈Zの上訴理由〉ZはXとの間に契約関係がないため、第三者として訴訟に参加するべきではない。原審法院の判断は不当である。

〈Xの抗弁〉ZはYと警備委託契約を結び、警備員の職務上の怠慢でXに損失をもたらした。Zは損失を賠償しなければならない。

〈Yの抗弁〉Zの警備員の職務上の怠慢でXに損失をもたらした。Zは損失を賠償しなければならない。Yは連帯責任を負うべきではない。

【判旨】民事訴訟法153条1項1号³⁵に従い、原審判決維持、Zの上訴棄却。

【判決理由】確かに、ZとXとは直接の契約関係がないが、ZはYと警備委託契約を結んだため、ZはXの商品が盗まれないよう監視する義務を有する。ZはXの損失を賠償しなければならない。

³³ 民法通則106条・前掲注17。

³⁴ 民法通則112条「当事者の一方が契約に違反した責任の賠償は、別の一方がこれによりうけた損失に相当させるべきである。当事者は契約の中で、一方が契約に違反したときは、別の一方に対して一定額の違約金を支払うものと約定することができる。また契約の中で契約に違反して生じた賠償額の計算方法を約定することもできる。」

³⁵ 民事訴訟法153条1項1号・前掲注13。

【分析】本件では、そもそもXはYとの契約に基づき、損害賠償を求める訴えを提起したが、法院はZが賠償責任を負うよう判決した。判決は、Zに賠償能力がない場合、YがXに賠償してから、Zに求償できるとも言及した。仮に、法院がXの請求に応じて、YがXの損失を賠償するという判決を下したとしても、YがZに対して求償訴訟を提起することは可能であろう。結局、法院は一つの訴訟で現実の紛争と可能性のある紛争を一緒に処理した。事実の認定として、YがXたちの営業者を代表してZと警備契約を結んだとも考えられるが、本来なら、XがZに対して訴えを提起していない限り、Zが賠償責任を負うよう判決することはできないだろう。しかし、56条2項の下で、以上の判決は下された。

三. 契約解除時の補償金の支払いを求める訴訟³⁶

（天津市寧河县人民法院、1993年10月2日判決）

原告X：董恩忠

被告Y：寧河県董庄郷靳庄村委会

第三者Z：彭孝利（法院が自らの判断でZを訴訟に参加させた）

【事実の概要】1984年4月15日に、ZはY村と土地請負契約を結んで、契約期間を15年とした。1992年3月16日に、Y村が承知した上で、Zが土地の請負経営権をXに譲渡し、XがZに6,000元の対価を支払うことを、ZとXとの間で合意した。1992年8月18日に、当該土地が国家によって収用されることになり、Y村とXとは請負契約を解約し、YがXに9,736元の補償金を支払うことで合意した。ところが、Y村の幹部は誤って補償金をZに渡してしまった。

【訴訟】1993年7月21日に、XはYを被告として寧河県法院に訴訟を提起した。

〈Xの請求〉Yは9,736元の補償金を支払え。

〈Yの抗弁〉Yは最初にZと土地請負契約を結んだので、補償金をZに支払った。

〈Zの抗弁〉Xは土地請負経営権の譲渡に対する対価としての6,000元

³⁶ 最高法院応用法学研究所編『法院案例選 1994年第三集』（人民法院出版社、1995年）101-104頁参照。

のうち、3,000円をまだ支払っていない。そのため、補償金を受け取った。

【判旨】民法通則92条³⁷、108条³⁸に従い、①ZがXに補償金9,736円を返還せよ。②XはZに土地経営譲渡対価3,000円を支払え。③判決①と②を合わせて、ZはXに6,736円を返還せよ。

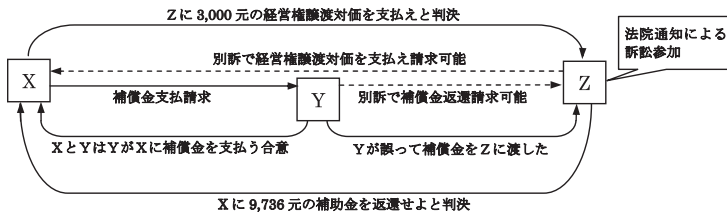
【判決理由】Zはすでに土地の請負経営権をXに譲渡したため、補償金を受け取るとは不当利得行為であり、不当利得金をXに返還すべきである。XはZへに支払うべき譲渡費3,000円をまだ支払っていないため、それを支払わなければならない。

【分析】本件では、Xは土地請負契約解約の際の合意に基づき、Yに補償金の支払いを求める訴訟を提起したが、法院はXの請求に拘束されず、職権でZを訴訟に参加させ、X・Y間の訴訟とY・Z間およびZ・X間で起こりうる紛争を一緒に処理した。本来なら、X・Y間の訴訟で、もし法院がYに対してXに補償金を支払えという判決を下した場合、YはZに対して補償金返還求償訴訟を提起することができる。また、ZはXに対して経営権譲渡対価の支払いを求める訴訟を提起することも可能である。ところが、法院はX・Y間の訴訟と関連する紛争を一回で処理し、ZがXに補償金と経営権譲渡対価の差額を支払えと判決した。学説の「利害関係」に対する解釈からみれば、多数説でも、少数説でも、本件のZを訴訟に参加させ、X・Yの訴訟とY・Zの間で起こりうる求償紛争については一緒に処理することが認められるが、ZがXに経営権譲渡の対価の支払いを求めるならば、Zは別の訴訟を提起し、自らの権利を主張しなければならないだろう。実務では、「利害関係」がなんなのかに拘らず、関連する複数の紛争の処理に便利な制度として56条2項が運用されている。

³⁷ 民法通則92条・前掲注16。

³⁸ 民法通則108条「債務は完済すべきである。一時的に返済能力がないときは、債権者の同意あるは人民法院の決定を経て、債務者は分割して返済することができる。返済能力がありながら返済を拒み返済しないときは、人民法院の判決により返済を強制する」

図6



四. 不法行為による損害賠償を求める訴訟³⁹

I 一審（北京市第一中级人民法院、1995年5月18日判決）

原告X アメリカディズニー会社

被告Y 1 北京出版社

被告Y 2 新華書店総店北京発行所

第三者Z 大世界会社（Y 1 がZを被告として訴訟に参加させるよう申請したが、XはZを被告として訴訟に参加させるべきではないと主張した。法院はXの主張に配慮し、Zを第三者として訴訟に参加させた）

訴外A マイクスウイル会社（1993年7月に倒産）

【事実の概要】1987年9月に、Xはアメリカ出版局でミッキーマウスキャラクターの著作権を登記し、そして同年11月に、『善良に関する一冊の本』、『他人を助けることに関する一冊の本』、『勇敢に関する一冊の本』の著作権登記を行った。1987年8月にXはAと次のような契約を結んだ。「XはAにディズニーの漢字出版物を出版する権利を授与する。Aは中国でディズニーキャラクターの本を出版・販売することができる。Aはこの権利を他人に譲渡することができず、Xも他人に授与することができない。契約期間は1987年10月1日から1990年9月30日までであり、出版物の販売終了に要する期間は1990年9月30日からの180日間とする」。

ZはAと世界知識出版社北京宣武諮問部とが共同で出資・経営する会

³⁹ 肖建華・『当事人問題研析』、277-284頁、「美国沃尔特・迪斯尼公司与北京出版社、北京少年儿童出版社、新華書店総店北京発行所」http://www.lawyee.net/Case/Case_Display.asp?RID=25109&KeyWord 参照。

社である。Zの紹介によって、1991年3月にY1はAと「ディズニー中国語簡体字絵本著作権の譲渡契約」を締結し、「Xの授権によりAはディズニー中国語絵本の専有著作権を有し、この権利をY1に譲渡する」と契約した。同日、Y1とZとは契約を締結し、「Y1はZにディズニー絵本の定稿、製版を委託する。ZはY1へ中国語簡体字カラー版のディスクおよびXの著作権授権書を提供する。契約期間は三年である」とした。その後、ZはY1にディズニー絵本のディスクを提供し、ディスク費用69,750元を受け取り、10,437元の利潤を得た。

1992年3月に、Y1は北京市出版局へ「ディズニー中国語簡体字絵本著作権の譲渡契約」を送付し、審査を求めた。Y1がXの授権書を提出しなかったため、出版局は登記手続を行わなかった。その後、Y1は出版局へ登記に行かなかった。

1991年8月、1992年11月、1993年11月にY1は『善良なシンデレラ』、『白雪姫の新居』など九種類の本を含む『ディズニー道徳物語シリーズ』を三回出版し、一冊の定価は2元とした。シリーズのキャラクターはXの英語原版と同じで、シリーズの表紙にはミッキーマウスのキャラクターがある。

1991年2月にY1はY2と契約を締結し、「Y2がシリーズの販売を一手に引受ける場合、Y1は著作権の頁で『Y2発行』と明記し、Y2がシリーズの一部分を販売する場合、Y1は著作権の頁で『Y2販売』と明記する。国外の作品を出版するとき、出版社は著作権者と契約することが必要である。その契約を著作権管理機関へ送付し、許認可の審査、登記を申請しなければならない。登記マークを取得した後で、Y2は出版を行う。そうしなければ、出版・発行・販売をめぐる紛争に対して、出版社は責任を負う」とした。出版されたシリーズの著作権の頁には「Y2発行」と書いてあるが、事実は「Y1発行、Y2販売」である。

【訴訟】1994年1月に、XはY1、Y2を被告として北京市第一中級法院へ訴えを提起した。

〈Xの請求〉Y1、Y2は本社の許可を得ずにシリーズを発行し、ミッキーマウスのキャラクターを複製し、本社の著作権を侵害した。Y1、Y2はシリーズの出版・発行・販売を停止し、書面で著作権侵害の停止を保証し、新聞で謝罪し、177万元を賠償せよ。

〈Ｙ１の抗弁〉１９９１年８月に本社が出版したシリーズのキャラクターについて、「簡体字絵本著作権の譲渡契約」によって、使用権を取得した。本社とＺの契約で、ＺがＸの著作権授権書をＹに提供するとしたが、Ｚはそれを提供しなかった。Ｘへの著作権の侵害はＺの行為によりもたらされた結果である。Ｚは被告として訴訟に参加し、Ｘに賠償責任を負うべきである。

〈Ｙ２の抗弁〉当社は本を販売する会社であり、本の著作権の合法性を審査する義務はない。法律や国際条約では、販売会社が著作権侵害の責任を負うとは規定されていない。当社とＹ１とは「著作権の紛争に対しては、出版社が責任を負う」と約束した。当社に責任を負わせる根拠はない。

〈Ｚの抗弁〉Ｙ１との契約の範囲はディスクの売買と印税の受け取りの代行に限定されている。この契約は『中美合意メモランダム』発効の一年前に締結されたものである。その後、Ｙ１はＺになんらかの証明を求めたことはなかった。Ｚは『中美合意メモランダム』発効後、Ｙ１が続けてシリーズを出版していたことを知らなかった。Ｚは著作権侵害の責任を負うべきではない。

【判旨】著作権法２９条⁴⁰、４５条１項５号⁴¹、４６条１項２号、３号⁴²に従い、①Ｙ１、Ｙ２は当該シリーズの出版・発行を停止せよ。②Ｙ１は全国で

⁴⁰ 著作権法２９条「図書出版社が図書を出版するには著作権者と出版契約を結び、かつ報酬を支払うべきである。」

⁴¹ 著作権法４５条１項５号「以下に列記する権利侵害項目があるときは、状況に基づいて、侵害の停止・影響の除去・公開の謝罪・損失の賠償などの民事責任を負うべきである。（５）著作権者の許諾を経ずに、上演・放送・展覧・発行・映画撮影・テレビ・録画あるいは翻案・翻訳・注釈・編集などの方式で作品を使用したとき、本法に別に規定のあるものは除かれる。」

⁴² 著作権法４６条１項２号、３号「以下に列記する権利侵害行為があるとき、状況に基づいて、侵害の停止・影響の除去・公開の謝罪・損失の賠償などの民事責任を引き受けるべきであり、かつ著作権行政管理部門が不法所得の没収・罰金などの行政処罰を与えることできる。（２）著作権者の許諾を経ずに、営利を目的として、その作品を複製発行したとき、（３）他人が専有出版権を享有する図書を出版したとき。」

発行する新聞でXへ謝罪せよ。③Y 1はXに227,094元を賠償せよ。④ZはY 1に90,837元を賠償せよ。⑤Xの他の請求を棄却する。

【法院の制裁決定】①Y 1所有の当該シリーズの在庫を没収する。Y 1を5,000元の科料に処す。②Y 2の不法利益5,999元を没収する。③Zの不法利益10,437元を没収する。

【判決理由】①1992年3月17日に『中美合意メモランダム』が発効してから、Y 1はシリーズ118,200冊を出版した。自ら発行したのは41,779冊であり、Y 2が発行したのは43,080冊であり、在庫は33,341冊である。出版コストを差し引くと、Y 1の欠損は40,197元である。Y 2の発行収入は62,850元であり、コストを差し引くと、利潤は5,999元である。Xは北京市のある弁護士事務所へ代理費262,602元、香港のある弁護士事務所へ代理費289,625元、アメリカゲジェ弁護士事務所へ代理費317,332元を支払い、代理費として総計869,564元を支払った。そして、翻訳費1,280元、交通費1,216元を支出した。Xの85万元印税の賠償請求は、アメリカが香港、台湾と締結した著作権貿易合議書によって計算されたものである。中国大陆の経済状況は香港、台湾と異なる。そして、印税は当事者間の協議で確定されるものであり、法院にとって、参考程度に留めるべきものであるから、判決の根拠とならない。法院はY 1が出版・発行したすべての作品の売上総額からコストを差し引き、それに銀行の利息およびXが訴訟に支出した費用を加え、Y 1の賠償金額を確定した。

②『中美合意メモランダム』によって、1992年3月17日から、アメリカの作品が中国でも保護されることになった。Xがミッキーマウスなどのキャラクターの著作権を有し、Xから授權されずにそのキャラクターを商品として使用することは、Xの著作権を侵害する不法行為である。Y 1は不法行為の責任を負うべきである。

③AはXの授權によって中国でディズニーキャラクターの絵本を出版・発行する権利を有するが、それを他人に譲渡する権利はない。Aの譲渡行為はXの権利・利益を侵害したと同時に、Y 1への詐欺でもある。Aが既に倒産し、Xもこの会社に訴訟を提起していないため、法院はAの責任を追究しない。

④Y 2はシリーズを販売した。その販売行為は一種類の発行方式として、Xの著作権を侵害した。しかし、Y 1がY 2との契約で「著作権の

紛争に対して、出版社は責任を負う」と定めたため、Y 2の賠償責任もY 1が負う。なお、Y 2が不法行為によって取得した不法利益を没収する。

⑤ Y 1はZを被告として訴訟に参加させるよう申請したが、XがZを被告として訴訟に参加させるべきではないと主張したため、不告不理の原則に従い、法院はZを被告として訴訟に参加させない。しかし、Y 1の行為はZと直接の関係があるため、Zを独立した請求権のない第三者として訴訟に参加させる。ZはY 1と締結した契約で「ZがY 1へXの授權書を提供する」としたが、この義務を履行しなかった。また、ZはAが投資した会社であり、Y 1とAとの契約を仲介した。よって、Zは不法行為責任の一部を負わなければならない。また、その不法利益を没収する。

Ⅱ 【二審】（北京市高級人民法院、1995年12月19日判決）

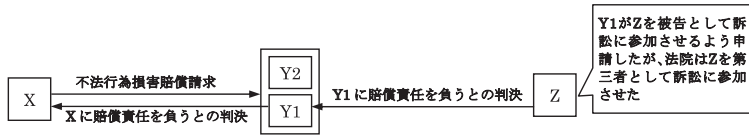
Zは一審判決を不服とし、北京市高級人民法院へ上訴した。上訴理由は次の通りである。

ZがY 1と契約を締結したのは「中美合意メモランダム」発効前である。一審法院がZの責任を追究することは不当である。北京市出版局へ「ディズニー中国語簡体字絵本著作権の譲渡契約」を送付し、審査を求め、同局に登録を拒否された後、Y 1はシリーズの出版・発行が不法行為であることを知りつつ、シリーズを出版・発行していた。Y 1は不法行為の責任を全て負わなければならない。

【判旨】一審判決の第1、2、3、5項を維持する。一審判決の第4項を無効にし、ZはY 1へ45,418元を賠償せよ。

【判決理由】「中美諒解備忘録」が発効した後、不法行為の発生を防ぐために、ZはXの授權書を提供できないことについてY 1と協議する必要があった。Zの不作为がY 1の不法行為と直接な関係があるため、Zは不法行為について一部の責任を負うべきである。しかし、Zの賠償額についての一審判決は不当であり、是正しなければならない。

図 7



【分析】 本件では、Y 1 が法院に対して、Z を被告として訴訟に参加させるよう申請したが、X が Z を被告として訴訟に参加させるべきではないと主張したため、法院は不告不理の原則に配慮して、Z を被告ではなく、独立した請求権のない第三者として訴訟に参加させた。しかし、一審法院も二審法院も X の訴えに拘束されず、Z が Y 1 に賠償責任を負うよう判決した。実際には、Z が Y 1 の被告として扱われていたのである。

近年、民事裁判では、不告不理を建前としなければならないと主張する学説が出て来た。でも実務において、不告不理の原則に配慮しようとする裁判例が見当たらないのである。本件では、原告が外国企業であり、Z を被告として訴訟参加させるべきではないと主張したため、法院は原告の主張に配慮して、不告不理の原則に従って、Z を被告としなかったのである。しかし、法院は Z を第三者として訴訟に参加させ、Z が民事責任を負うよう判決することは、不告不理の原則に違反しないと考えている。このような考えに基づき、法院は、どうしても一つの訴訟で関連する複数の紛争を処理し、悪い者に対して民事制裁を加え、民事責任を負うよう判決したい場合に、独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度を運用することになるだろう。

五. 小括

以上、求償型第三者の訴訟参加の事例を検討してきた。実務では、契約履行請求、契約に基づく損害賠償請求、契約解除の請求、不法行為の損害賠償請求などの訴訟で、独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度が幅広く利用されている。被告が原告に敗訴し、判決どおりの義務を原告に履行すれば、それに基づいて第三者に求償・損害賠償その他一定の請求をなし得る場合、法院は常に職権で第三者を訴訟に参加させ、第

三者に対して民事責任を負うよう判決し、原告・被告間の紛争と被告・第三者間で起こりうる紛争を一つの訴訟で処理する。そして、被告は自らの不利益を避けるために、法院に第三者を訴訟に参加させるよう申請するケースもある。

このような場合、独立した請求権のない第三者訴訟参加制度の運用は被告にメリットがある。本来なら、被告はいったん原告の請求に応じてから、改めて第三者に求償訴訟を提起することになるだろう。

第二節 「被告型第三者」——おせっかい型

実務では、原告が被告に対して訴訟を提起したが、法院は被告の責任を部分的あるいは全面的に否定し、責任を負うべき第三者を訴訟に参加させる場合がある。いわば原告のために、被告をすげかえるように第三者を訴訟に引き込む。ここで、このような独立した請求権のない第三者の訴訟参加のケースをおせっかい型とする。

一．不法行為に基づく損害賠償を求める訴訟⁴³

（上海市第一中级人民法院、1997年6月2日判決）

原告 X 陳逸飛

被告 Y 1 上海大一包裝設計印刷会社

被告 Y 2 陳雲龍

第三者 Z 1 中国図書輸出入上海会社

第三者 Z 2 上海世界図書出版会社

（法院が自らの判断で Z 1・Z 2 を訴訟に参加させた）

【事実の概要】1994年9月に、XとZ 1とは、1995年の『陳逸飛油絵作品選』壁掛け式月別カレンダー 15,000冊を共同で出版・販売することにし、「Xが原版を提供し、Z 1が出版許可の手続を行い、印刷する」という契約を結んだ。同年9月7日に、Z 1はY 1と以下の「印刷契約」を結んだ。「印刷物は1995年の『陳逸飛油絵作品選』壁掛け式月別カレ

⁴³ 上海市高級法院編『上海法院典型案例叢編』（上海人民出版社、2001年）722-728頁参照。

ンダーである。数は15,000冊とする。単価は16.65元である。総額は249,750元である」。同年9月11日に、Z2はZ1の要請に応じて、「印刷委託者はZ1である。印刷者はY1である。書名は1995年の『陳逸飛油絵作品選』壁掛け式月別カレンダーである。数は5,000冊である」という「印刷委託書」を作成した。Z1はY2を通して以上の「印刷契約」と「印刷委託書」をY1に渡した。同年9月、11月、12月にY1はZ1からカレンダー19,900冊の印刷費304,250元を受け取った。その中の124,250元（カレンダー5,000冊の印刷費）がZ2を通してY1に支払われた。Y1が印刷したカレンダー19,900冊のうち、14,900冊はZ1が受け取った。Y2が残された5,000冊を販売・処分し、得た現金の一部64,291.80元をZ1に手渡した。

【訴訟】1996年9月19日に、XはY1、Y2を被告として上海市第一中級法院へ訴訟を提起した。

〈Xの請求〉Y1は、X・Z1間の契約にある15,000冊より5,000冊多くカレンダーを印刷し、Y2がそれを販売した。Y1、Y2の行為はXの著作権を侵害した。Y1、Y2は侵害を停止し、Xの損失22万元を賠償せよ。

〈Y1の抗弁〉確かに19,900冊のカレンダーを印刷した。しかし、それは、Z1との「印刷契約」およびZ1から提供された「印刷委託書」によって印刷されたものである。よってY1は、Xの著作権を侵害していない。

〈Y2の抗弁〉5,000冊のカレンダーを多く印刷し、販売したのはZ1に承知・許可されたことである。よってY2は、Xの著作権を侵害していない。

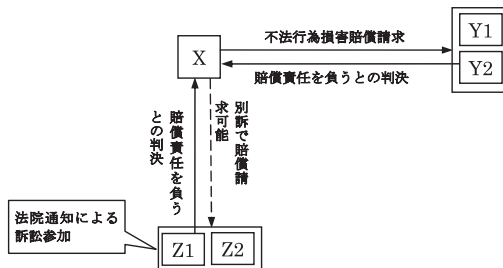
〈Z1の抗弁〉Y1とカレンダー15,000冊の「印刷契約」を結んだ後、Z2にカレンダー5,000冊の「印刷委託書」を作成させ、Y1に渡させた。そのあと、口頭でカレンダー10,000冊の印刷をY1に委託したが、その際、印刷委託書を作らなかった。Y1に委託したカレンダーの印刷冊数は合計15,000冊であり、Xの著作権を侵害していない。

〈Z2の抗弁〉Xとカレンダー出版契約を結んでいない。ただZ1の要請に応じて、Y1に5,000冊カレンダーの「印刷委託書」を渡しただけである。

【判旨】著作権法10条1項5号⁴⁴、46条1項2号⁴⁵、民法通則67条⁴⁶に従い、①Y2、Z1はXの著作権への侵害を停止する。②Xの損失141,800元は、Y2が40,000元を賠償し、Z1が101,800元を賠償せよ。Z1はY2の賠償について連帯責任を負え。

【判決理由】Y2は、実際の印刷冊数がX、Z1の契約の数と一致していないことを承知した上で、多く印刷されたカレンダーを販売し、Xの著作権を侵害した。Z1はXとの契約より多くのカレンダーをY1に印刷させ、Xの著作権を侵害したため、主要な賠償責任を負うべきである。Y1はZ1の委託に従ってカレンダーを印刷しただけであるため、その行為はXの著作権の侵害にあたらない。

図8



【分析】本件では、XはY1、Y2に対して不法行為の損害賠償を求める訴えを提起した。法院はZ1、Z2を訴訟に参加させ、Y1の責任

⁴⁴ 著作権法10条1項5号「著作権には以下に列記する人身権と財産権を含む（5）使用权と報酬獲得権、すなわち複製・上演・放送・展覧・発行・映画製作・テレビ・ビデオあるいは翻案・翻訳・注釈・編集などの方式で作品を使用する権利、ならびに他人に上述の方式で作品を使用することを許諾し、あわせてこれにより報酬を獲得する権利。」

⁴⁵ 著作権法46条1項2号・前掲注42。

⁴⁶ 民法通則67条「委託された代理の事項が違法であることを知りながら代理人が依然として代理活動を行ったとき、あるいは代理人の代理行為が違法であることを知りながら被代理人が反対を表示しないときは、被代理人と代理人が連帯責任を負う。」

を否定した上で、Y 2、Z 1が賠償責任を負うよう判決した。本来ならば、法院がXのY 2に対する請求を認容し、XのY 1に対する請求を棄却した場合、XがあらためてZ 1に対して損害賠償を求める訴えを提起し、法院はXの請求を認容するというシナリオが考えられる。ところが、本件では、法院はX・Y 1間の訴訟とX、Z 1の間で起こりうる紛争を併合して審理し、真の不法行為者であるZ 1が民事責任を負うべきであると判断した。法院はZ 2をも訴訟に参加させたが、最終的にZ 2の責任を否定した。Z 2の訴訟参加は法院の事実の認定に必要であったであろう。つまり、法院はまず訴訟に関連するすべての者を訴訟に参加させ、事実を明らかにし、その上で、本当に悪い者が民事責任を負うよう判決する。

二. 契約に基づく損害賠償を求める訴訟⁴⁷

(一) 貨物運送契約・売買契約の履行をめぐる紛争

I 一審（襄樊鐵路運輸法院、日付？）

原告 X 山西省定襄県宏道鎮議価糧油經銷部

被告 Y 襄樊鐵路分局宜昌駅

第三者 Z 1 宜昌市恒通運輸会社、Z 2 の貨物受取代理人

第三者 Z 2 宜昌県油脂会社（一審で訴外）

（一審で法院が自らの判断でZ 1を訴訟に参加させた。差戻し審で法院が自らの判断でZ 2を訴訟に参加させた）

【事実の概要】1997年4月29日に、XとZ 2とは「Xがトウモロコシ120トンにZ 2に販売し、Y駅でトウモロコシを引き渡し、Z 2が代金132,000円をXに支払う」という契約を結んだ。同年5月31日にXは一車両分のトウモロコシをY駅へ託送した。貨物運送状には荷受人がZ 2と書いてあり、運送状の荷送人メモ欄に「受取書と引き換えに貨物を交付する」と明記した。6月14日に、トウモロコシがY駅に到着した。6

⁴⁷ 最高人民法院応用法学研究所変『人民法院判例選 2000年第三集』（時事出版社、2001年）290-297頁、http://www.lawyee.net/Case/Case_Display.asp?RID=23760&KeyWord および http://www.lawyee.net/Case/Case_Display.asp?RID=26276&KeyWord 参照。

月15日にZ 1はZ 2との貨物受取代理書のコピーを提示し、Y駅からトウモロコシを受け取って、Z 2に渡した。6月19日に、Xは同じ方法で二車両分のトウモロコシをY駅へ託送した(実際価格は99,000元であり、貨物運送契約の保証金額は12万元とした)。Z 1は同じ方法でトウモロコシを受け取って、Z 2に渡した。そしてZ 2は貨物受け取り証明書をZ 1に渡した。同年7月2日から8月12日までの間に、Z 2はXにトウモロコシの代金35,000元を支払ったが、残りの代金は支払わなかった。Xの問い合わせに対して、Y駅は二回目の貨物が駅に到着しなかったと返事し、Xが持ってきた貨物受取書に捺印して、貨物が到着しなかったことを証明した。

【訴訟】 XはYを被告として襄樊鐵路運輸法院へ訴訟を提起した。

〈Xの請求〉 Yは運送保証金額の12万元および他の損失15,000元を賠償せよ。

【判旨】 Z 1はXに貨物代金99,000元を賠償し、YはXに訴訟費用の4,220元を支払え。他の請求は棄却する。

【判決理由】 Z 1はY駅から受け取った貨物をZ 2に渡さず、Xに損失をもたらしたため、主な責任を負わなければならない。運送状に記載された「受取書と引き換えに貨物を交付する」が運送契約の有効な約款であり、Yは約款の通りに本件貨物を交付しなかったため、過失があるが、別の方式で本件貨物をZ 2の代理人Z 1に交付した。それは正しく交付したとみなすべきである。Xも紛争に対して、ある程度の責任を負わなければならない。

II 二審（鄭州鐵路運輸中級法院、日付？）

Z 1は一審判決を不服とし、「本件貨物はZ 2に渡した。Xの請求を棄却すべきである。Z 1は第三者として訴訟に参加させるべきではない」という理由で、鄭州鉄道運輸中級法院へ上訴した。

【判旨】 原判決破棄、差戻し。

III 差し戻し審（襄樊鐵路運輸法院、1998年6月22日判決）

法院は、一審の訴外Z 2を第三者として訴訟に参加させた。理由は次の通りである。「本件は運送契約に覆い隠された売買契約の紛争であり、二つの紛争を併合で審理しなければ、紛争を抜本的に解決できない。Z 1はZ 2の代理人であり、被代理人が代理人の代理行為について民事責

任を負わなければならない。一審がZ 1を第三者として訴訟に参加させたことは不当である」。

【判旨】民法通則43条⁴⁸、106条1項⁴⁹、経済契約法6条⁵⁰、17条3項⁵¹、鉄道法11条⁵²に従い、Z 2はXに90トンのトウモロコシの代金99,000元を支払え。訴訟費用4,220元は、Z 2が2,220元を支払い、XとYがそれぞれ1,000元を支払え。

【判決理由】Z 2は貨物を受け取った後、Xに代金を支払わなかったのであるから、主な責任を負わなければならない。XはZ 2が貨物を受け取ったことを承知し、Z 2から一部の代金を受け取ったのに、残りの代金の支払いを求めなかった。Yは運送状の約款の通りに貨物を交付しなかった上、本件貨物を交付した後に、受取書に捺印した。X、Yは本件紛争に対してある程度の責任を負うべきである。

Ⅳ再審（鄭州鐵路運輸中級法院）

⁴⁸ 民法通則43条「企業法人はその法定代表者とその他の業務要員の経営活動に対して、民事責任を引き受ける。」

⁴⁹ 民法通則106条1項「公民・法人が契約に違反しあるいはその他の義務を履行しないときは、民事責任を引き受けるべきである。」

⁵⁰ 経済契約法6条「経済契約は、法により成立したときは、直ちに法的拘束力を具え、当事者は契約が規定する義務を全面的に履行しなければならず、いずれか一方が勝手に契約を変更あるいは解除することはできない。」

⁵¹ 経済契約法17条3項「生産物の価格は、各級の物価主管部門の規定する価格（国家の公定価格・変動価格を含む）に照らして決定する。政策上協議価格が許可されるものは、価格は当事者が協議し決める。国家の公定価格で実施する場合、契約に規定する納入期限内において国家が価格調整をしたときは、納入時の価格に基づいて建値とする。期限を過ぎて納入し、価格が上がっている時は、もとの価格に基づき実施する。価格が下がったときは、新しい価格に基づき実施する。期限を過ぎて貨物を出荷あるいは期限を過ぎて支払い、価格が上がっている時は、新しい価格に基づき実施する。価格が下がった時は、元の価格で実施する。変動価格・協議価格で実施するときは、契約に規定する価格に基づき実施する。」

⁵² 鉄道法11条「鉄道運送契約は鉄道運送企業と旅客・荷送人との間の権利・義務を明記する取り決めである。旅客の乗車券・手荷物引換券・貨物運送状は契約の構成部分である。」

判決の法的効力が発生した後、Xは判決を不服とし、「差戻し審は事実認定を誤り、強制的にZ2を第三者として訴訟に参加させた。Yは運送契約の通りに貨物を交付した上、貨物到着の日付を隠したので、主な責任はYにある」という理由で、鄭州鐵路運輸中級法院に対して、再審を請求した⁵³。

【再審の事実認定】Xは貨物運送状の荷送人メモ欄に「受取書と引き換えに貨物を交付する」と明記したが、貨物運送伝票⁵⁴の四枚目にそれを書かなかった。1997年6月25日に本件貨物がY駅に到着し、下ろされたとき、Xの法定代表人、張世平はその場にいた。その後、張はZ2会社へ行きその職員に面会して、Z2が貨物を受け取ったことについて異議を申し立てなかった。また、貨物運送伝票の三枚目および運送状の荷送人メモ欄に記載された「受取書と引き換えに貨物を交付する」とはXが事後に書いたものである。

【判旨】Xの再審請求棄却、原判決維持。

【判決理由】Y駅は貨物を貨物運送伝票に記載された荷受人に交付した。それは正しく交付したことであり、鉄道貨物運送規程34条⁵⁵、鉄道部645号電報⁵⁶の規定に適合する。Xは荷送人が受取書を荷受人へ送るべきであることを承知していたのに、それをZ2に送らなかった。また、

⁵³ 判決の「法的効力が発生」および「再審」について、鈴木賢「中国における民事裁判の正統性に関する一考察」小口彦太編『中国の経済発展と法』（早稲田大学比較法研究所、1998年）371頁参照。

⁵⁴ 鉄道貨物運送伝票は運送状の副本に相当し、四枚綴りである。一枚目は貨物を送り出す駅が保存し、統計・管理に使う。二枚目は貨物を送り出す駅が上級の分局に送る。三枚目は荷送人が運送委託証明書・領収証として持つ。四枚目は貨物と一緒に運送され、貨物の到着駅に交付される。

⁵⁵ 鉄道貨物運送規程34条「貨物は駅に到着した後、運送状に記載されている荷受人に交付すべきである。荷受人は貨物を受け取るとき、受取書を提示し、貨物引換証の四枚目に捺印しなければならない。受取書がまだ到着していない場合、また無くした場合、機関・企業・団体は証明書類を提出し、個人は身分証明書を提出しなければならない。」

⁵⁶ 鉄道部645号電報「貨物受取書は荷送人・荷受人が運送契約を変更・解除し、貨物を受け取るときに証明書である。鉄道貨物運送規程34条の規定によって、荷送人・荷受人が提出した証明書類は受取書と同じ効力を有する。」

Xは貨物がZ 2に交付されたことを知り、Z 2から一部の代金を受け取っていないが、Y駅へ行き、受取書に捺印を受けた。Yは貨物交付の手続を行っていたとき、貨物運送状に記載されている「受取書と引き換えに貨物を交付する」を見落とし、貨物を交付した後に、受取書に捺印した。XとYは本件紛争に対して、ある程度の責任を負うべきである。Z 2はXにトウモロコシの代金を支払わなかったため、主な責任を負わなければならない。原審の事実認定・法律適用は正しい。裁判の手続も合法である。

V再審（河南省高級法院、2002年11月29日判決）

Xは「貨物運送料金を全額支払った。受取書の記載事項は運送契約の一部分である。Y駅は貨物を誤って交付したため、貨物紛失の責任を負わなければならない」という理由で、河南省高級法院に対して、再審を請求した。

【判旨】原審判決維持。

【判決理由】原審の事実認定・法律適用は正しい。

【分析】判例集の編集者は本件について、次のようにコメントした。「本件のZ 1、Z 2はX、Y間の紛争の処理結果と法律上の利害関係を有する独立した請求権のない第三者ではない」。「独立した請求権のない第三者が民事責任を負う場合ということは、被告の代わりに被告の原告に対する民事責任を引き受けることである。本件は売買契約について別訴で処理すべきである」⁵⁷。

つまり、コメントは「訴訟結果に利害関係を有する」ことについての解釈につき、学説の多数説と同じような考え方をとっている。

⁵⁷ 最高人民法院応用法学研究所編・前掲注47、296-297頁。

図9 一審

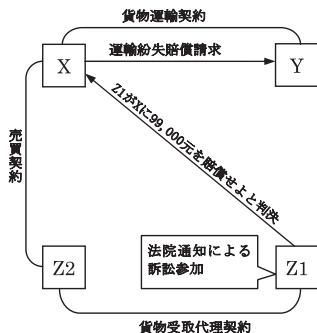
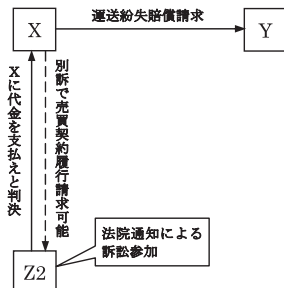


図10 差し戻し審・二回の再審



本件は、Xは、運送契約に基づいて、Yに対して運輸紛失賠償を求める訴訟を提起したが、法院は一審でZ1を訴訟に参加させ、Z1が民事責任を負うよう判決し、差し戻し・二回の再審でZ2を訴訟に参加させ、Z2が民事責任を負うよう判決した。XはどうしてもYに対して賠償を請求したいため、Z2を訴訟に参加させたくないのであり、法院がZ2を訴訟に参加させることは不当として、再審まで求めた。にもかかわらず、法院は断固としてZ2が売買契約を履行せよと判決した。本来ならば、法院はYがXに賠償責任を負わないと判断したら、Xの請求を棄却するだろう。

訴訟の経緯からみると、XはZ2に支払い能力がないと考え、Yに対して訴訟を提起したのかもしれない。法院はXの意思に反して、被告をすげかえ、強制的にZ2を訴訟に参加させ、Z2が売買契約を履行せよと判決したが、これはXにとって余計なお世話であろう。

法院は、「誰が悪いのか」を明らかにしないと、満足できないといえよう。

（二）貨物運送契約・保証契約をめぐる紛争⁵⁸

I 一審（上海海事法院1996年？月？日判決）

原告X 上海遠洋運輸会社

⁵⁸ 上海市高级人民法院編『上海法院典型案例叢編』（上海人民出版社、2001年）493-499頁参照。

被告Y 上海港宝山港務会社

第三者Z 中国外運湖北会社（訴訟係属中、法院が原告・被告の申請に基づき第三者を訴訟に参加させた）

【事実の概要】1994年6月に、湖北派楽電子設備会社は貨物を武漢市から上海経由で香港へ託送することを決めた。6月20日に、Zは湖北派楽電子設備会社の委託を受け、Y会社で貨物託送の手続を行った。Yは貨物の包装に破損があることを発見し、船上へ荷積みすることを拒否した。Zは湖北派楽電子設備会社に連絡せず、自らYに貨物保証書面を提出し、「包装破損の原因で貨物の交付に問題が起きたら、Zはすべての責任を負う」と保証した。Yは保証書面に「貨物の破損に対していっさい責任を負わない」と明記した上で、Zと一緒に保証書面を運送人Xに渡した。Xはそれを受け取り、貨物を香港へ運送した。貨物が香港に到着し、破損が発見された。貨物の保険会社は貨物保険金7万ドルを荷受人に支払った後、Xに対して7万ドルを求償した。1995年2月9日、Xは運輸契約にしたがって、保険会社に7万ドルを賠償した。

【訴訟】1995年11月にXはYを被告として、上海海事法院へ訴えを提起した。訴訟係属中、まずYは法院に対してZを訴訟に参加させるよう申請した。その後、Xも同様に申請した。法院は申請に基づき、Zを訴訟に参加させた。

〈Xの請求〉Xは運送人として、Yから貨物保証書面を交付され、貨物の運送を引き受けた。Yが貨物保証書面に基づいて賠償責任を負うべきであり、7万ドルを賠償せよ。Zは訴訟の結果と法律上の関係を有するため、訴訟に参加すべきである。

〈Yの抗弁〉Zは保証書面で貨物に破損がある場合、Zが損害を賠償すると保証したため、その保証義務を果たすべきである。Yは貨物の託送人ではなく、運送人でもない。そして、Yは保証書面に貨物の破損に対して責任を負わないと明記したため、賠償責任を負うべきではない。

〈Zの抗弁〉Xは貨物の包装に問題があることを知りながら、貨物の運送を拒否しなかった。そのため、Xが運送を引き受けた貨物に対して賠償責任を負うべきである。Zは貨物の託送人ではなく、託送人の代わりに託送手続を行っていただけである。Zは賠償責任を負うべきではない。

【判旨】民法通則84条⁵⁹、111条⁶⁰、112条1項⁶¹に従い、①ZはXに7万ドルおよび利息を賠償せよ。②Yは賠償責任を負わない。

【判決理由】保証書面はZがYに渡したものである。Yは保証書面に「貨物の破損に対していっさい責任を負わない」と明記した上で、Zと一緒にそれをXに渡した。そのため、Yが賠償責任を負うべきではない。Zは貨物託送人に連絡せず、自ら保証書面を出したため、賠償責任を負わなければならない。Xは運輸契約に従い、保険会社に賠償したあと、保証書面に基づいて、Zに求償することができる。

II 二審（上海市高级人民法院、1997年？月？日判決）

Zは一審判決を不服とし、上海市高级人民法院へ上訴した。上訴理由は次の通りである。「Zは託送人の代理人として託送手続を行っていた。Zが託送人の同意を得ずにYに渡した保証書面は法的効力を持たない。また、保証書面をYに渡したため、XはZに対して賠償を求めるべきではない」

【判旨】民事訴訟法153条1項1号に従い、原判決維持、上訴棄却。

【判決理由】本件は保証書面をめぐる紛争である。託送人が保証書面を出したか、それとも託送人の代理人がそれを出したかを問わずに、運送人がそれを受け取った時点で、保証契約は結ばれたとみなすべきである。本件では、Zが保証書面をYに渡し、YはそれをXに渡した。運送人はXである。Zは託送人の代理人として託送人に連絡せず、自ら運輸契約の保証人となったため、自らの名義で渡した保証書面に記載してある保証責任を負わなければならない。Yは保証書面に自分が責任を負わないと明記した。そして、貨物の運送人はYではなく、Xであるため、

⁵⁹ 民法通則84条「債は契約の約定に照らしあるいは法律の規定に従い、当事者の間に生じる特定の権利と義務の関係である。権利を享有する者が債権者で、義務を負う者が債務者である。債権者は債務者に契約の約定に照らしてあるいは法律の規定に従い義務の履行を求める権利を有する。」

⁶⁰ 民法通則111条「当事者の一方が契約義務を履行せずあるいは約定の条件に符合しない契約義務を履行したときは、他方は履行あるいは救済措置の採用を要求する権利を有し、あわせて損失の賠償を求める権利を有する。」

⁶¹ 民法通則112条1項「当事者の一方が契約に違反した賠償責任は、他方がこれにより受けた損失に相当させるべきである。」

XとZとは保証書面の法的効力に拘束される。Xは運送契約に従い保険会社に賠償した後に、保証書面に基づきZに対して求償することができる。Yは保証書面の法的効力に拘束されないため、賠償責任を負うべきでない。

【分析】判例集の編集者は本件について次のようにコメントした。

「本件では、保証書面を出したのはZである。しかし、XはYを被告として訴訟を提起した。Yは自分が責任を負わないという理由で法院に対してXの請求を棄却すべきである、と求めることができる。しかし、YがXのために、Zを第三者として訴訟に参加させるよう申請して、Xに民事権利を実現させた。このように、Xの請求は棄却されず、法律の手続に合う形で紛争は円満に解決された。XがYに対して訴訟を提起するのは非常に不利なことであり、訴訟請求が法院に棄却される恐れがある」。

本件では、一審でXはYに対して訴訟を提起したが、YはZを訴訟に参加させるよう申請し、その後Xも同様に申請した。法院はZを訴訟に参加させ、民事責任を負うべきものはYではなく、Zであると判断した上で、Zに対して賠償責任を負うよう判決した。二審でも、法院は同じように判断し、原審判決維持の判決を下した。本来なら、法院がYの責任を否定し、Xの請求を棄却した後、Xは改めてZに対して訴えを提起することが可能であろう。ところが、独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度の下で、XがZに対して訴訟請求を提起していないにもかかわらず、YおよびXの、Zの訴訟参加申請に基づき、法院はXのYに対する訴訟請求をすべてZに転嫁し、X・Y間の訴訟とX・Zの間で起こりうる訴訟を一回で処理した。Yは自分の責任をZに転嫁するために、Zを訴訟に参加させるよう申請したが、結果的にZの訴訟参加はXにとって極めて有利である。Xもそれを意識し、その後、Zを訴訟に参加させるよう申請したのかもしれない。判例集の編集者もZの訴訟参加によって、紛争が円満に解決され、しかも法律の手続に違反していないと考えている。このように、独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度は法院および当事者に、訴訟請求に拘束されずに、一つの訴訟で関連する複数の紛争を処理するための手続上の根拠を与えたといえよう。

三. 小括

以上、おせっかい型の第三者訴訟参加の事例を検討してきた。実務では、原告が訴える相手を間違えた場合、法院は時に原告の被告に対する請求を棄却せずに、職権的に被告をすげかえるように第三者を訴訟に引き込み、被告の責任を部分的あるいは全面的に否定し、第三者が民事責任を負うよう判決し、原告・被告間の訴訟と原告・第三者間で起こりうる紛争を一つの訴訟で処理する。また、原告、もしくは被告が法院に対して第三者を訴訟に参加させるよう申請する場合もある。

おせっかい型の第三者訴訟参加は、常に原告に有利にはたらく。本来なら、原告が敗訴したあと、改めて第三者を被告として別訴を提起することになる。しかし、原告がどうしても第三者を訴えたくない場合、法院は原告の意思に反し、強制的に第三者が原告に民事責任を負うよう判決することもある。このような場合、法院のやり方は原告にとってまったく余計なお世話である。なぜ法院がこのような処理方法を採用しているかといえば、やはり法院は、悪い者が民事責任を負うよう判決するまで決して手を引くまい、と考えていると思われる。

第三節 「被告型第三者」——共同被告型

ここで、法院は実質的な共同被告として独立した請求権のない第三者を訴訟に参加させた上で、第三者が連帯責任を負うよう判決するケースを、共同被告型とする。

一、共同不法行為の連帯賠償責任⁶²

（北京市第一中級法院、2005年9月22日判決）

原告 X 張宏光

被告 Y 1 深圳康達富文化傳播会社

被告 Y 2 南京廣播集團

被告 Y 3 北京聯盟娛樂傳媒投資会社

⁶² 「張宏光与深圳康達富文化傳播有限公司、南京廣播電視集團、北京聯盟娛樂傳媒投資有限公司」 http://www.lawyee.net/Case/Case_Display.asp?RID=54578&KeyWord

第三者Z 中央テレビ局(法院が自らの判断でZを訴訟に参加させた)

【事実の概要】32話ドラマ『香樟樹』はY1、Y2、Y3、Zが共同で製作したものである。Y1は同ドラマのプロデューサーを担当していた。2004年12月26日から2005年1月10日までの間、同ドラマがZ局で放送されていた。ドラマのクレジット・タイトルの曲とバック・ミュージックは、「一路走来」という曲を使用した。「一路走来」はXが作曲した曲である。Y1、Y2、Y3、Zはドラマで「一路走来」を使用するにあたり、Xの許諾を取得しなかった。

【訴訟】2005年3月22日に、XはY1、Y2、Y3を被告として北京市第一中级人民法院へ訴訟を提起した。

〈Xの請求〉Y1、Y2、Y3は自分の許諾を経ずに「一路走来」を使用し、Xの著作権を侵害した。Xが中国音楽著作権協会の会員であることに鑑み、同協会で制定された「音楽作品を使用する際に著作権者への報酬の支払い基準」に従い、Y1、Y2、Y3はXの16万円の損失および2万円の弁護士費用を賠償せよ。

〈Y1の抗弁〉ドラマのクレジット・タイトルの曲とバック・ミュージックの製作を北京火星地帯文化発展会社に委託した。北京火星地帯文化発展会社は「他人の著作権を侵害した場合、すべての責任を負う」ことを承諾した。そして、音楽著作権協会は非営利的組織であり、同協会で制定された報酬の支払い規準は、強制的な基準ではない。「一路走来」はXが十数年前に作曲したものであり、別のドラマで使用されたこともあったが、当時、Xはまだ有名な作曲家ではなかった。そのため、Xの作曲した作品の使用料は、音楽著作権協会で制定された報酬の支払い基準に従うべきではない。また、Y1はドラマのプロデューサーであるから、ドラマの放送・発行で生じた問題について責任を負うべきではない。

Y2、Y3は、出廷しなかった。

〈Zの抗弁〉XがZに対して訴えを提起していないため、Zは民事責任を負うべきではない。また、Y1はドラマのプロデューサーであるから、Xへの著作権の侵害について、責任を負うべきである。

【判旨】民事訴訟法56条2項、民法通則130条⁶³、著作権法11条1項⁶⁴、

⁶³ 民法通則130条「複数で共同して権利を侵害し他人に損害を被らせたときは、

47条2号⁶⁵、48条⁶⁶に従い、①Y1、Y2、Y3、Zは共同でXに対し損失および弁護士費用の合計120,500元を賠償せよ。②Xの他の訴訟請求を棄却する。

【判決理由】民事訴訟法56条2項の規定により、法院は独立した請求権のない第三者を訴訟に参加させ、第三者が民事責任を負うよう判決することができる。本件では、ドラマを製作したのはY1、Y2、Y3、Zである。そのため、法院はZが本件と利害関係を有すると判断し、職権でZを訴訟に参加させ、Zが民事責任を負うよう判決した。ZはXが自分に訴えを提起していないという理由で民事責任を負うべきでないと主張したが、法院はその主張を支持しなかった。

Y1、Y2、Y3、ZはXの許諾を経ずに「一路走来」を使用し、Xの著作権を侵害したため、Xの損失を賠償すべきである。本件では、X、Y1、Y2、Y3、Zがいずれも実際の損失、あるいは不法利益の額について証明しなかったため、法院はドラマの社会的影響、Xの作品が使用された回数などを考慮し、音楽著作権協会で制定された基準を参照して、Y1、Y2、Y3、Zの賠償額を決めた。

民法通則130条の規定に従い、二人以上で共同して他人の権利を侵害し、損害をもたらした場合、加害者は連帯責任を負わなければならない。本件では、Y1、Y2、Y3、Zが共同でドラマを製作し、Xの著作権を侵害したため、連帯責任を負うべきである。

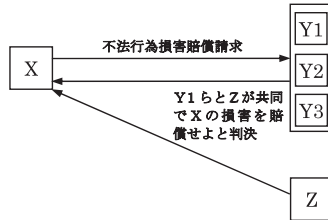
連帯して責任を引き受けるべきである」。

⁶⁴ 著作権法11条1項「著作権は作者に属するが、本法に別に規定のあるものは除かれる。」

⁶⁵ 著作権法47条2号「著作権法以下に列記する権利侵害行為があるときは、状況に基づいて、侵害の停止・影響の除去・公開の謝罪・損失の賠償などの民事責任を引き受けるべきである。（2）著作権者の許諾を経ずに、営利を目的として、その作品を複製発行したとき」。

⁶⁶ 著作権法48条「著作権および著作権に関わり権利を侵害したときは、権利者の実際の損失を賠償すべきである。実際の損失を計算しにくいときは、権利侵害者の不法所得に照らして賠償する。賠償額は権利者が侵害行為を制止するための合理的支出を含む」。

図11



【分析】 本件では、XがY 1、Y 2、Y 3を共同被告として不法行為損害賠償請求訴訟を提起したところ、法院は、ZがY 1らと共同でXの著作権を侵害したと判断した上で、Zを独立した請求権のない第三者として訴訟に参加させ、ZがY 1らと共同でXの損失を賠償せよと判決した。すなわち、法院は実際にはZを共同被告として扱っていたといえよう。

民事訴訟法53条1項は「当事者の一方あるいは双方が二人以上であり、その訴訟目的物が共通のもの、あるいは同一種類であり、人民法院が併合して審理できると認め、かつ当事者の同意を得たときは、共同訴訟とする」と規定している。そして、119条は「共同で訴訟を行わなければならない当事者が訴訟に参加しないときは、人民法院は通知して訴訟に参加させるべきである」と規定している。

学説は一般的に共同訴訟を必要的共同訴訟と通常的共同訴訟に分け、53条1項の前半、すなわち「訴訟目的物が共通である」場合を必要的共同訴訟として解釈し、53条2項の後半、すなわち「訴訟目的物が同一種類」である場合を通常的共同訴訟として解釈している。また、53条1項と119条を合わせて、必要的共同訴訟の場合、共同原告・共同被告の全員が訴訟に参加しなければならず、訴訟に参加しない当事者がいる場合、人民法院は彼らを訴訟に参加させるべきであると解釈している⁶⁷。

1992年7月に最高人民法院が出した「中華人民共和國民事訴訟法の適用に関する若干問題の意見」は、43条、46条、47条、50条、52条－58条

⁶⁷ たとえば、江偉編『民事訴訟法』（高等教育出版社・北京大学出版社、2000年）114頁、常怡編『民事訴訟法学』（中国政法大学出版社、2002年）163-165頁、譚兵編『民事訴訟法学』（法律出版社、2004年）179頁など参照。

で必要的共同訴訟について規定した。43条、46条、47条50条、52条－56条は幾つかの具体的な場合を列挙し、これらの場合、法院が訴訟に参加していない共同原告・共同被告を訴訟に参加させるべきであると明記した。たとえば、53条は債権者が保証人に対して訴訟を提起した場合、法院は主債務者をも共同被告として訴訟に参加させるべきであると規定し、また54条は、相続に関わる訴訟で一部の相続人が訴訟を提起した場合、法院がほかの相続人をも共同原告として訴訟に参加させるべきであると規定した⁶⁸。そして、57条は「共同訴訟に参加すべき当事者が訴訟に参加していない場合に、人民法院は民事訴訟法119条の規定に従い、通知で訴訟に参加させなければならない」と規定した。

司法解釈は、共同不法行為の場合、すべての不法行為者を共同被告として訴訟に参加させなければならないとは明記していないが、学説は一般的に、不法行為や不当利得の連帯債務者を必要的共同訴訟の当事者であると認め、原告が連帯債務者の一人に対して訴訟を提起した場合、すべての連帯債務者が訴訟に参加しなければならない⁶⁹と解している。

実務では、「共同被告」と「独立した請求権のない第三者」とは混用されている⁷⁰といわれ、「法院は共同被告として訴訟に参加させるべき連帯債務者を独立した請求権のない第三者として訴訟に参加させるケースがある」⁷¹と指摘されている。

では、本件では、なぜ法院はZを共同被告ではなく、独立した請求権のない第三者として訴訟に参加させたのか。それは民事訴訟法および司法解釈で、不法行為の連帯賠償責任者を必要的共同被告として訴訟に参

⁶⁸ 司法解釈で規定された必要的共通訴訟の範囲は日本より幅広い。日本では、共同訴訟を強制する「固有必要的共同訴訟」であっても、裁判所は職権で当事者を追加することができない。判決内容が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべき場合に、関係人のうち1人でも欠けば、当事者適格を欠くとして、訴えは却下されることになる。

⁶⁹ たとえば章武生編『民事訴訟法原理』（上海人民出版社、2005年）180頁、江偉編・前掲注67、115-116頁、常怡編・前掲注67、162頁など参照。

⁷⁰ 肖建華・前掲注39、270頁、廖永安「論民事訴訟中無独立請求権の第三人」湖南省政法管理幹部学院学報17巻3期（2001年）77頁など参照。

⁷¹ 廖永安・前掲注70、77頁。

加させるべきであると明記されていないためであろう。仮に法院がZを共同被告として訴訟に参加させ、Zが民事責任を負うよう判決したとすると、Zは自分が共同被告として訴訟に参加させるべきではないという理由で上訴することが可能であろう。その可能性と比較すると、56条2項に従い、Zを独立した請求権のない第三者として訴訟に参加させることは、実質的にZを共同被告として扱い、Zが連帯賠償責任を負うよう判決することができるし、手続上にも何の問題もない。

二. 共有財産分割に関わる連帯責任⁷²

I 一審（広州市番禺区人民法院、2004年10月24日判決）

原告X 梁少霞

被告Y 梁智棟

第三者Z 梁少亮（法院は自らの判断でZを訴訟に参加させた）

【事実の概要】 YとZとは父子であり、広州市番禺区新造鎮北亭村の村民である。2002年6月19日にXはZと結婚し、戸籍を番禺区新造鎮北亭村に移し、同村の村民としての待遇をうけるようになった。2003年11月から2004年1月の間に、Yは世代主として、同村の村民委員会から国家土地収用の補償金を受け取った。補償金はX、Zの分を含む。Xの分は合計35,965元である。2004年6月25日に同村の村民委員会は、Xに「2003年11月から2004年1月までの間に、Xは村民としての待遇を受け、国家土地収用補償金計35,965元を受け取った」という証明書を交付した。XはYに対して、自分の分の補償金を返還せよと求めたが、Yはそれを返還しなかった。2004年6月16日にZは広州市番禺区人民法院へXとの離婚訴訟を提起した。法院の調停を経て、2004年7月9日に、XとZとは離婚した。

【訴訟】 2004年7月26日に、XはYを被告として、広州市番禺区人民法院へ訴訟を提起した。

〈Xの請求〉 Yは補償金の35,965元および利息を返還せよ。

〈Yの抗弁〉 補償金の35,965元はX個人ではなく、家庭全員に補償し

⁷² 「梁智棟与梁少霞」[http://www.lawyee.net/Case/Case_Display.asp?RID=55026
& KeyWord](http://www.lawyee.net/Case/Case_Display.asp?RID=55026&KeyWord)

たものである。Xが自分の分を取るには家族の構成員の同意を得なければならない。Xの分の補償金はすでにZに渡した。ZはそれをXとの共同生活に使った。

〈Zの抗弁〉自分は独立した請求権のない第三者ではなく、共同原告として訴訟に参加すべきである。また、2004年の旧正月にYからXの分の補償金を受け取り、夫妻の共同生活に使った。

【判旨】民法通則92条⁷³、106条⁷⁴、民事訴訟法56条2項に従い、①YはXに35,965元の補償金および利息（中国人民銀行が規定する同期同額の貸付金の利息に基づき計算する）を返還せよ。②ZはYの補償金返還に連帯責任を負え。

【判決理由】35,965元の補償金は2003年11月から2004年1月の間に補償されたものであり、XとZとの婚姻存続期間中の夫妻の共同財産である。Zも村から同額の補償金をもらった。XとZとは、離婚したとき、夫妻の共同財産について触れなかった。夫妻共同財産の平等的な分配の原則⁷⁵に従い、Xは離婚後、自分名義の35,965元の補償金を得る権利を有する。YはXに補償金を返還しなければならない。Zは最初に自分は独立した請求権のない第三者として訴訟に参加するべきではなく、Xの共同原告としてYを訴えるべきであると主張し、その後、2004年の旧正月にYからXの分の補償金を受け取り、夫妻の共同生活に使ったと抗弁した。実は2003年の5月からXとYとは別居し始めていた。Zは嘘をつ

⁷³ 民法通則92条・前掲注16。

⁷⁴ 民法通則106条「公民・法人が契約に違反しあるいはその他の義務を履行しないときは、民事責任を引き受けるべきである。公民・法人が故意あるいは過失によって国家・集団の財産を侵害したとき、他人の財産・人身を侵害したときは、民事責任を引き受けるべきである。故意あるいは過失はないが、ただし法律に民事責任を引き受けるべきであると規定しているときは、民事責任をひきうけるべきである。」

⁷⁵ 婚姻法17条「夫妻が婚姻関係の存続期間中に得た以下に列記する財産は、夫妻の共同所有とする。（1）給料、賞与、（2）生産、経営の収益、（3）知的財産建から得た収益、（4）相続あるいは贈与によって得た財産、ただし本法18条（3）の規定したことを除外、（5）そのほかの共同所有に属すべきである財産。」

き、Yと結託してXの利益を害した。そのため、ZはYの補償金返還に連帯責任を負うべきである。

Ⅱ二審（広州市中級人民法院、2005年5月13日判決）

Y、Zは一審法院の判決を不服とし、次の理由で上訴した。①Yは世帯主としてX、Z共同所有の71,930元を受け取った。②2004年2月前に、Yは以上の71,930元をZに渡した。Zはそれを受け取った後、4万元を家屋の補修、Yの社会保険の購入、X、Y、Zの生活費（X、Zは別居する前に、Yと共同生活をした）としてYに渡した。そのため、Yが補償金の返還責任を負うべきではない。また、ZはYから受け取った補償金をすべてXとの共同生活に使ったため、Xに返還責任を負うべきではない。

【判旨】 原判決維持、上訴棄却

【判決理由】 35,965元の補償金はXとZとの婚姻存続期間中の夫妻の共同財産である。夫妻共同財産平等分配の原則に従い、離婚した後、Xは自分名義の補償金35,965元を得る権利を有する。YはZから受け取ったXの分の補償金35,965元を、Xに返還すべきである。一審では、Zは、Yから受け取ったXの分の補償金は夫妻の共同生活に使用したと陳述したが、証拠を提出できなかった。二審では、ZはYから受け取った71,930元のうち4万元をまたYに渡し、家屋の補修、Yの社会保険の購入などに使用したと主張したが、それは事実ではない。Zは嘘をつき、Yと結託してXの利益を損害した。ZはYの補償金返還に連帯責任を負うべきである。

【分析】本件では、XはYを被告として補償金の返還請求を提起したが、法院は職権でZを独立した請求権のない第三者として訴訟に参加させ、Y・Zが補償金返還に連帯責任を負うよう判決した。独立した請求権のない第三者と言っても、法院はZを連帯債務の共同被告として扱っていたのであろう。

三. 原告・第三者が連帯責任を負うよう判決された事例⁷⁶

⁷⁶ 「林相貴与中国平安保险股份有限公司」 http://www.lawyee.net/Case/Case_Display.asp?RID=16924&KeyWord=

（大連市経済技術開発区人民法院、1999年12月5日判決）

原告 X 林相貴

被告 Y 中国平安保険会社大連子会社

第三者 Z 湯桂珍（法院が自らの判断で Z を訴訟に参加させた）

【事実の概要】 X と Z とは1983年1月29日に結婚し、1999年8月18日に大連市経済技術開発区法院の調停を経て、離婚した。1996年1月15日に、X は Y 会社の平安長寿保険および付加入院医療保険に加入し、平安長寿保険の保険料14,740元、付加入院医療保険の保険料260元、合計15,000元を支払った。保険契約書には次のような内容が記されている。「保険契約者・被保険者は X である。保険種類は平安長寿保険であり、保険金は200,000元であり、保険期限は1996年1月16日から被保険者の死亡までである。付加保険種類は入院医療保険であり、保険金は4,400元である。保険料の納付期間は20年であり、年に一回15,000元の保険料を納付する」。そして、保険契約の6条で「保険契約者が保険契約に記されている保険料の納付期限内に、保険料を納付しなかった場合、保険契約は無効となる」と決められた。また、10条で「保険契約者は二回分の保険料を納付し、保険期間が二年経過した場合、保険会社に対して解約を申請することができる。保険会社は解約の申請を受けた場合、保険契約書の規定に従い、解約金を支払う。保険契約者は解約を申請するとき、保険契約書、解約申請書、保険契約者の身分証明書、そのほかの必要な証明書類を提出しなければならない」と決められた。1997年1月28日、1998年2月6日の二回で、X は Y に保険料30,000元を納付したが、1999年の保険料は納付しなかった。1996年の分を含めて、X が Y に納付した保険料は合計45,000元である。納付手続を行ったのは Z である。保険期間内に、X が二回入院し、1997年1月27日、1998年7月31日に、Y は X に入院医療保険金1,155元および1,456元を支払った。1997年8月7日に、X は肋膜炎にかかったと嘘をつき、Y から入院医療保険金787元を受け取った。上述の保険金支払い手続はすべて Z が X の代わりに行った。1999年8月16日に、Z は X の保険契約書、「戸口簿」⁷⁷および X の署

⁷⁷ 「戸口」制度は身分制に似た住民登録制度であり、日本の戸籍とは違うものであるといわれている。詳しくは木間正道・鈴木賢・高見澤磨・宇田川幸則・

名のある保険契約解約申請書をYに提出し、解約手続を行った。同年9月7日にYは保険契約書の条項に基づいて、Zに29,040元の解約金を支払った。ZがYに提出した解約申請書およびXの署名はZが書いたものである。

【訴訟】XはYを被告として大連経済技術開発区人民法院へ訴えを提起した。

〈Xの請求〉1996年1月16日にYと保険契約を結んだ。その後、契約の通りに45,000元の保険料をYに支払った。ところが今年の保険料を支払おうとしたとき、Yが既に保険契約を解約し、解約金を他人に支払っていたことを知った。そのため、Yとの保険契約を解約し、Yは保険料の45,000元および利息を返還せよ。

〈Yの抗弁〉Xとの保険契約の解約について、Yには過失がない。解約手続を行ったのはXの妻のZである。Zがすべての必要な書類を提出したため、Yは解約手続を行い、解約金をZに支払った。解約金の29,040元は保険契約に基づいて決められた額である。

Xの45,000元の保険料の返還請求には根拠がない。Xの請求を棄却すべきである。

〈Zの抗弁〉Xとは夫妻であった。Xの保険契約の加入手続、入院保険金の手続はすべてZが代理して行っていた。離婚前に、ZはXの委託を受けて、保険契約の解約手続を行った。XはYを被告として訴訟を提起すべきではない。

【判旨】中華人民共和国保険法13条⁷⁸、14条⁷⁹、27条1項⁸⁰、51条1項⁸¹、

前掲注7、210、221頁参照。普通は「戸口簿」に家族構成員全員の生年月日、性別、職業などの個人情報および身分関係が書いてある。「戸口簿」は警察機関で作られ、それぞれの家族が持つものであり、時には個人の身分証明書として使われる。

⁷⁸ 保険法13条「保険契約が成立したあと、保険契約者が契約に従って保険料を納付し、保険会社が定められた時間から保険責任を負う。」

⁷⁹ 保険法14条「本法で別の規定がある、あるいは保険契約で定められた場合以外に、保険契約が成立した後、保険契約者は保険契約を解除することができる。」

⁸⁰ 保険法27条1項「被保険者あるいは受益者は保険事故が発生していない場

56条⁸²、契約法8条⁸³、49条⁸⁴、60条1項⁸⁵、91条1項2号⁸⁶、民法通則84条⁸⁷、117条1項⁸⁸に従い、①Xの請求を棄却する。②XはYに対し入院医療保険金787元および利息を返還せよ。③ZはXの返還責任について連帯責任を負え。

【判決理由】 ZがX・Y間の訴訟の結果と利害関係を有するため、民事訴訟法56条2項に従い、Zを訴訟に参加させるべきである。1996年1月18日にX・Yが結んだ保険契約は合法かつ有効である。Xは保険契約に基づき、45,000元の保険料をYに支払った。Yも保険契約に基づき、Xに入院医療保険金を支払った。ところが1997年8月7日にXは嘘をつき、Zを通して、Yから787元の保険金を受け取った。X・Zは共同で

合に、保険事故が発生したと嘘をついて、保険会社に賠償、あるいは賠償金の支払いを求めたとき、保険会社は保険契約を解除し、保険料を返還しない権利を有する。」

⁸¹ 保険法51条1項「人身保険契約は人の寿命、身体を保険目的物とする保険契約である。」

⁸² 保険法56条「保険契約が成立した後、保険契約者は保険料を一括払いで納付することができ、契約の条項にしたがって、分割払いで納付することもできる。契約で分割払いが定められた場合に、保険契約者は契約成立の時点で一回目の保険料を納付し、残った保険料をも期限内に納付すべきである。」

⁸³ 契約法8条「法に従って成立した契約は契約の当事者に対して法的拘束力を有する。当事者は契約で定められた義務を履行すべきであり、かつてに契約を変更・解除してはならない。法律に従って成立した契約は法律の保護を受ける。」

⁸⁴ 契約法49条「行為者が代理権を有しない、代理権の範囲を超えて、あるいは代理契約が終了した後、被代理人の名義で結んだ契約は、契約の相手が行為者に代理権のあることを誤信する理由がある場合に、有効である。」

⁸⁵ 契約法60条1項「当事者は契約で定められた通りに義務を全部履行すべきである。」

⁸⁶ 契約法91条1項2号「以下に列記する場合に、契約の権利・義務は終了する。
(2) 契約解除。」

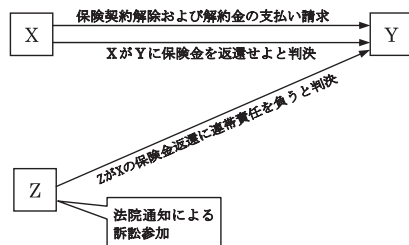
⁸⁷ 民法通則84条・前掲注59。

⁸⁸ 民法通則117条1項「国家・集団の財産あるいは他人の財産を不法占拠したときは、財産を返還すべきであり、財産を返還できないときは、時価に換算して賠償すべきである。」

保険金を騙し取り、Yの権利・利益を侵害したため、Yに対し、保険金および利息の返還について連帯責任を負うべきである。YはXとの間に結んだ入院医療保険契約を解約する権利を有する。X・Yの婚姻関係存続期間中の1999年8月16日に、ZはXの代わりに保険契約の解約の書類をYに提出した。申請書にあるXの署名はZの書いたものであったが、解約に必要な書類はすべて揃っていた。同年8月18日にX・Zは離婚したが、Yはそれを知らなかったため、同年9月7日に解約金をZに支払った。保険契約の締結、保険料の納付、保険金の受け取りはすべてZがXの代わりに行ったので、YはZがXの代わりに保険契約の解約の手続を行うことができると信じており、書類審査の義務をも十分に果たした。Zの行為は、表見代理行為であり、代理権のある行為として取り扱うべきであるから、Xに対しても効力が生じる。また、Yはすでに保険契約の条項に従って解約金を支払った。Yの抗弁を認め、Xの訴訟請求を棄却すべきである。

【分析】本件では、XはYに対して保険契約の解約および解約金の支払いを求める訴訟を提起した。法院はZが訴訟の結果と利害関係を有すると判断し、Zを独立した請求権のない第三者として訴訟に参加させた。そして、YがXに対して反訴請求を提起していないにもかかわらず、法院はXのYへの訴訟請求を棄却した上で、X・ZがYに保険金返還について連帯責任を負うよう判決した。Zは抗弁でXの主張を否定し、Yの抗弁を支持したが、結局、法院にYの共同被告としてXと同等に扱われた。

図12



当事者の訴訟請求に拘束されず、以上のような判決を下した裁判官は

誰が悪いのかを明らかにし、その者が民事責任を負うよう判決すべきであると考えているのだろう。

四. 小括

以上、共同被告型第三者の訴訟参加の事例を検討してきた。共同被告とすべきである者を独立した請求権のない第三者として訴訟に参加させることに對して、学説には批判の声がある。そもそも、独立した請求権のない第三者訴訟参加要件としての「訴訟の結果と利害関係を有する」から判断すれば、連帯債務者を独立した請求権のない第三者とすべきではない、とはいえないだろう。一方、92年司法解釈は、法院がいかなる場合に訴訟に参加していない者を共同当事者として訴訟に参加させるべきであるかについて、列举の形で具体的な条項を設けた。そこでは、連帯債務者を共同被告として訴訟に参加させるべきであるとは規定されていない。よって、以上の事例では、法院は訴訟に参加させるべきであると思う者を独立した請求権のない第三者として訴訟に参加させ、実際には共同被告として扱うことにしたのであろう。

このことからみると、独立した請求権のない第三者の訴訟参加制度は、法院にとって、非常に便利な制度であることが分かる。この制度を運用することにより、一つの訴訟で関連する複数の紛争を解決できるし、手続違反にもならないからである。

第四節 別訴で処理された事例

一. 損害賠償を求める訴訟⁸⁹

原告 X 1 上海市黄浦区教育局

原告 X 2 上海市商業職業技術学校

被告 Y 上海市第一百貨店

第三者 Z 上海市第二建築工程会社（法院が自らの判断で Z を訴訟に参加させた）

⁸⁹ 上海市高級法院編『上海法院典型案例選』（上海人民出版社、2001年）95-102頁参照。

【事実の概要】 X 1 は上海市貴州路101号にある X 2 の使用しているビルの所有権を有する。六合ビルは Y の所有する建物であり、X 2 の使用しているビルの西側、上海市第一百貨店の東側にある。1995年に Y は Z に六合ビルの建設を委託した。同年3月から、Z は六合ビル建設の工事を始めた。1996年から、X 2 の使用しているビルには傾斜、ひび割れなどの問題が起こった。問題の原因を明らかにするために、X 2 と Y とは、上海房屋質検測所に調査を委託した。同所は調査の結果として、「六合ビルが X 2 の使用しているビルのすぐ隣に位置しているため、X 2 の使用しているビルに問題が起こった。また、X 2 の使用しているビルは建築後年数を経ているため、ビル自身の老化による問題が起こった可能性もありうる」と認定し、ビルの修繕案を提出した。1996年7月4日に、上海建築会社はその修繕案に従い、修繕工事には349,264元が必要であると計算した。

【訴訟】 X 1・X 2 と Y とは Y の賠償すべき額について合意できなかったため、X 1・X 2 は Y を被告として上海市虹口区法院へ訴訟を提起した。

〈X 1・X 2 の請求〉六合ビルの建設工事は1995年3月から始まり、1996年の1月に、X 2 の使用しているビルには傾斜、ひび割れなどの問題が起きた。上海房屋質検測所の調査によると、六合ビルの建設は X 2 の使用しているビルに損害をもたらした。Y は X 2 の使用しているビルの修復費50万元を支払い、損失（修繕工事中、ビル使用停止の損失が一月25万元、ビル外観の損失40万元、ビル耐久性損失420万元）を賠償せよ。

〈Y の抗弁〉上海房屋質検測所の調査は、X 2 の使用しているビルが、建築後年数を経ているため、ビル自身の老化により問題が起こった可能性もありうると認定した。よって、六合ビルの建設が X 2 の使用しているビルに問題が起こった唯一の原因ではない。そのため、Y は損害について一部の責任、すなわち50万元の修繕費の30-50%のみを負担する。X 1・X 2 の他の訴訟請求は事実と法律の上の根拠がない。

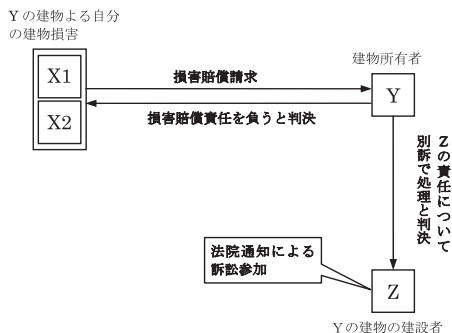
〈Z の抗弁〉建設工事自体には問題がないため、X 2 の使用しているビルの損害に対して責任を負わない。

【判旨】 Y は X 1・X 2 に X 2 の使用しているビルの修繕費および他の損失130万元を賠償せよ。

【判決理由】 六合ビル建設は、X 2の使用しているビルに問題が起った主な原因である。そのため、ビルの修繕費はYが負担すべきである。そして、六合ビル建設がX 2の使用しているビルの使用期限、外観に影響をもたらしたため、Yはその損失をも賠償すべきである。X 2の使用しているビルの損害には別の原因もあるため、法院はそれを配慮した上で、Yの賠償額を決めた。また、法院はZが本件の訴訟結果に利害関係を有する可能性がある判断し、本件の事実を明らかにするため、Zを独立した請求権のない第三者として訴訟に参加させた。しかし、審理中、Zの建設工事自体がX 2の使用しているビルの損害をもたらしたことを証明できる証拠は出てこなかった。本件はX 1・X 2とYとの紛争であり、Zの責任については、Y・Z間の建設委託契約に関わる問題であるから、別訴で処理すべきである。

【分析】 本件では、X 1・X 2はYに対して訴訟を提起したが、法院は事実を明らかにするために、Zを独立した請求権のない第三者として訴訟に参加させた。結局、法院はYがX 1・X 2に賠償責任を負うよう判決したと同時に、Zの責任については別訴で処理すべきであると判断した。このように判断した理由として二つのことが挙げられた。一つはZの責任について立証する証拠が提出されていないことである。もう一つはXがZに対して訴訟を提起していないため、Zの責任については別訴で処理すべきであると判断されたからである。後者は民事訴訟法56条2項自体を否定することになるだろう。

図13



Zに責任があると証明できる十分な証拠が出た場合、法院はどのように判決しただろう。もし、法院が、XがZに対して訴訟を提起しない限り、Zが責任を負うよう判決できないと考えるなら、証拠がないことについて触れる必要はないのではないだろうか。

二. 契約の不履行に起因する違約金を求める訴訟⁹⁰

I 一審（河北省唐山市中級人民法院、1997年4月10日判決）

原告X 鶴岡市三江糧油加工場

被告Y 唐山市石油物資経営会社

第三者Z 1 天津市連合先物取引所

第三者Z 2 天津市蘭德実業会社

（一審法院がYの申請に基づいてZ 1・Z 2を訴訟に参加させた）

【事実の概要】1995年10月8日に、YとZ 2とは「国内先物取引業務委託代理契約」を結んだ。契約は「YはZ 2に委託し、国内商品の先物取引を代理させる。Z 2はYの委託を引受け、Z 1取引所でYの代わりに先物取引を行う。取引についてYは書面でZ 2に指示を与える。Z 1取引所および政府の法律、法規の変更によって引き起こされた損失に対して、Z 2は責任を負わない」と決めた。Z 2はZ 1取引所の会員である。

1995年11月20日から同年12月29日までの間に、Z 2はYの代わりにZ 1に対して1996年3月にZ 1取引所で6,000トンの小豆を先物取引の形で売却することを申請した。Z 1はその申請に同意した上で、6,000トンの小豆をZ 1取引所の先物取引用の倉庫に入れることを許可し、許可通知書をZ 2に渡した。

1995年11月28日および1996年1月8日に、YはXと小豆売買契約を結んだ。契約は「XはYに宝清マークの小豆1,300トンを提供し、その単価は3,000元とする。また、XはYに普通の小豆3,200トンを提供し、その単価は3,000元とする。二種類の小豆の代金は合計1,415万元である。契約を結んだ後、YはXに前金200万元を支払う。Xは期限内にYに小

⁹⁰ 「鶴岡市三江糧油加工厂与唐山市石油物資経営公司」 http://www.lawyee.net/Case/Case_Display.asp?RID=23752&KeyWord=

豆を提供できなかった場合、小豆の代金1,415万円の30%を違約金としてYに支払う。Yは期限内に代金をXに支払わなかった場合、小豆の代金1,415万円の30%を違約金としてXに支払う。二種類の小豆の引渡し日は1996年2月5日と同年2月20日である」と決めた。1995年11月28日、1996年1月8日の二回で、YはXに前金200万円を支払った。1996年1月5日、同年1月22日に、Xは300トンの小豆をYの指定した場所へ託送した。

1995年12月22日から1996年1月17日までの間に、Z2はYの代理としてZ1取引所で先物取引の形で小豆2,724トンを売却し、代金合計は13,873,332元となり、Z1に保証金817,881元、手数料27,240元を支払った。1996年1月19日に、Z1は先物取引規則を改正し、取引を制限することを公告し、Z2に渡した先物取引用小豆の倉庫使用の許可通知書を無効にした。そのため、Yはすでに先物取引の形で売却した小豆を再度高値で購入し、売却・購入の差額の損失が合計7,078,204元となった。1996年1月21日、YはXに電話をして、小豆をZ1取引所の先物取引用の倉庫に入れられないため、託送しないよう求めた。そして1996年3月30日に、Yは小豆売買契約を履行できないという理由で、Xに契約の解除を求めた。XとYとは契約の解除について合意できなかった。

【訴訟】XはYを被告として唐山市中級人民法院へ訴訟を提起した。訴訟係属中、Yが法院にZ1、Z2を訴訟に参加させるよう申請し、法院はYの申請に基づき、Z1・Z2に訴訟に参加するよう通知した。

〈Xの請求〉Yは違約金424万円を支払い、Xのほかの損失を賠償せよ。

〈Yの抗弁〉Z1の先物取引に対する制限が、YがXとの契約を履行できない原因である。Z1の先物取引に対する制限はYにも損失をもたらしした。Z1がX、Yのすべての損失を賠償すべきである。

〈Z1の抗弁〉XとYはZ1取引所の会員ではない。また、XとYはZ1取引所で先物取引を行うための登録をもしなかった。法院がZ1を本件と利害関係を有する第三者として訴訟に参加させるのは、民事訴訟法56条の規定に違反する。

Z2は出廷しなかった。

【判旨】民事訴訟法56条、120条⁹¹、民法通则106条⁹²、農産物売買契約条例18条1項⁹³に従い、①Z1はYに保証金817,881元の2倍に相当する

16,355,762元を返還せよ（すでに817,881元を返還した）。Z 1はYに損失14,849,432元を賠償せよ（YがXに支払った前金200万元、Xの契約違約金3,275,000元、小豆売却・購入の差額7,078,204元、利息1,818,870元、その他の損失677,358元）。②YはXに違約金3,275,000元を支払え。③XはYに前金200万元を返還しない。④Z 2は民事責任を負わない。

【判決理由】YはXと売買契約を結んだが、契約を履行できなかったため、Xに違約金を支払うべきである。しかし、契約で決められた違約金が農産物売買契約条例の規定を超過しているため、超過部分の違約金については、Yは支払うべきではない。農産物売買契約条例で違約金が商品代金の25%であると規定されているため、それに従い、YはXに3,275,000元の違約金を支払うべきである。そして、XはYから支払われた200万元の前金をYに返還すべきではない。また、Yの違約の原因はすべてZ 1にあるため、Z 1はYの違約について責任を負い、Yの損失をも賠償すべきである。

Ⅱ二審（河北省高级人民法院、1998年11月15日判決）

Z 1は一審判決を不服とし、河北省高级人民法院へ上訴した。上訴理由は次の通りである。「Z 1はX・Y間の小豆の売買契約と法律上の利害関係がないため、一審法院がZ 1を第三者として訴訟に参加させたのは、法律の規定に違反する。一審法院は原告の訴訟請求と関係のないY・Z 1間の紛争を審理し、Z 1がYに1,200万元以上の損失を賠償せよと判決した。一審法院の判決は法律上の根拠がない」。

〈Yの抗弁〉Z 1は小豆を先物取引の倉庫に入れることを拒否した。そのため、YはXとの契約を履行できなかった。一審判決を維持すべきである。

⁹¹ 民事訴訟法120条「人民法院の民事事件の審理は、国家に秘密・個人のプライバシーに関わりあるいは法律が別に規定するものを除き、公開で行うべきである。離婚事件、商業秘密に関わる事件で、当事者が非公開の審理を申請したとき、非公開で審理することができる。」

⁹² 民法通則106条・前掲注17。

⁹³ 農産物売買契約条例18条1項「契約を履行せず、商品を返却する場合に、契約の相手に商品代金の25%の違約金を支払うべきである。別の損失をもたらした場合に、実際の状況に基づいて損失を賠償すべきである。」

【判旨】民事訴訟法153条1項1号⁹⁴、3号⁹⁵に従って、原審判決の①と④を破棄、原審判決の②と③を維持。

【判決理由】XはYとの小豆売買契約に基づき、Yに対して訴訟を提起した。Yは契約の不履行について責任を負うべきである。X・Y間の訴訟とY・Z 1・Z 2間の紛争とは直接的な関わりがない。法院はXの訴訟請求に基づいて審理を行うべきであり、X・Y間の訴訟範囲を超えてはならない。そのため、Y・Z 1・Z 2間の紛争は別訴で処理しなければならない。原審判決はZ 1が責任を負うよう判決し、XのYへの訴訟請求の範囲をはるかに超えた。原審判決におけるZ 1の責任に関する部分は破棄すべきである。

【分析】本件では、XはYとの売買契約に基づき、Yに対して契約不履行の違約金を支払えと請求した。YはXとの契約を履行できない原因がZ 1にあるという理由で、一審法院に対して、Z 1、Z 2を訴訟に参加させるよう申請した。一審法院はZ 1、Z 2を訴訟に参加させた上で、Z 1がYの損失（YのXへ支払う違約金を含む）を賠償し、YがXに違約金を支払え、と判決した。Z 1が上訴した後、法院はZ 1の上訴理由を認め、X・Y間の訴訟とY・Z 1・Z 2間の紛争とは直接的な関わりがない、また審理の範囲がX・Yの訴訟範囲を超えてはならないと考え、一審法院がY・Z 1間の紛争を処理すべきではないと判断した上で、一審判決におけるZ 1の責任に関する部分を破棄した。

ここで、二審法院はY・Z 1・Z 2間の紛争を別訴で処理すべきである理由として、二つのことを挙げた。一つはX・Y間の訴訟とY・Z 1・Z 2間の紛争とは直接的な関わりがないことである。もう一つは審理がXの訴訟請求に拘束されるべきであるということである。前者についてみると、二審法院は56条2項および94年の司法解釈に従い、Z 1、Z 2がX・Y間の訴訟結果と直接な関わりがないと判断したようである。後

⁹⁴ 民事訴訟法153条1項1号・前掲注13。

⁹⁵ 民事訴訟法153条1項3号「原判決の認定事実に誤りがある、あるいは原判決の認定事実が不明白であり、証拠が不足なときは、原判決を破棄する決定し、原審人民法院に差戻し再審理させ、あるいは事実を調べて明らかにした後判決を是正する。」

者についてみると、二審法院はそもそも56条2項の規定自体を否定していると考えられる。そうすると、二つの理由は両立しえないことになるだろう。結局、二審法院がどちらの立場に立って以上の判決を下したのかは、不明である。

三. 小括

以上、被告・第三者間の紛争について別訴で処理すべきであると判決された二つの事例を検討してきた。二つの事例は、仮に、原告・被告間の訴訟と被告・第三者間の紛争を一緒に処理することにされたとしたら、求償型第三者の訴訟参加に属すだろう。求償型第三者の訴訟参加は、学説の解釈の多数説でも、少数説でも認められ、実務では幅広く運用されている。なぜ法院が以上のように判断したかについては、判決理由で説明された。しかし、その理由には矛盾点がある。法院が56条2項自体を否定しているのか、それとも、以上の事件の場合には56条2項を適用すべきではないと判断したのか、また第三者に責任があるかどうかを判断できなかったのかは不明である。

前述のように、民事訴訟法は当事者の処分権をいろいろな形で制限している。このような制度の下で、原告が第三者を訴えていない限り、第三者に対して民事責任を負わせる判決ができないという法院の判断は評価すべきであると考えられる。しかし、以上の事例から、実務において56条2項自体を否定する動きが出てきたと結論を下すことは難しいであろう。